

文書問題調査特別委員会 協議会

(第 2 回 会議録・資料)

開会の日時 令和7年2月18日(火)

午後2時45分開会

午後5時15分閉会

場 所 第7委員会室

- 議 題
- 1 調査報告書について
 - 2 情報の取扱いについて
 - 3 人事課の第三者調査にかかる資料要求について
 - 4 その他

出席者

委員長	奥谷謙一	副委員長	岸口みのる
委員	松本裕一	委員	庄本えつこ
委員	丸尾まき	委員	佐藤良憲
委員	増山誠	委員	北上あきひと
委員	上野英一	委員	越田浩矢
委員	伊藤勝正	委員	富山恵二
委員	長岡壯壽	委員	黒川治
委員	藤田孝夫		

法的アドバイザー 弁護士 丸山毅

会議の概要

開 会 (午後2時45分)

- ◎ 委員長から議事の順序について、「3 調査報告書について」を先に協議を行うとの発言がなされ、異議なく了承された。

○増山 誠委員

すると、これは今、どこを問題視されているのか。

○委員長（奥谷謙一）

公用パソコンのデータは我々が不正な目的があったかどうかを判断する上で出してもらったものなので、あれは非公開、外には出さないようにしておきましょうということである。

○増山 誠委員

その位置付けで言うと、例えば、これまでも各委員の質問において、秘密会の内容ですとか非公開文書をもとに公開の場で質問が行われてきたというのがあるんです。私がざっと見たところ、例えば、竹内元委員が井ノ本氏に、人事課からヒアリングした情報をもとに質問が行われたというのがありまして、具体的に言うと「井ノ本さんの奥さんの仕事の転出先、候補先というのが会員制のやつで出てきたんですけど。今年の2月12日と13日付で、いろいろリストがあつてってということなんですけど。人事当局がこれは事実ですということを確認られて」という発言、こういったものがあります。

もう一つ言うと、チャットの内容についても、竹内元委員が井ノ本氏への質問の中で使っている。

あとは、丸尾委員も、井ノ本氏へ人事課が行った弁護士との相談内容をもとにした質問というのをしております、「法律相談で懲戒処分3カ月の提案が弁護士から出てきています」、「法律相談で3カ月の懲戒処分までだったらできるよということで、弁護士が言ってるんです」という発言をされております。人事課に聞いたところ、これは情報公開請求しても出てこない。処分の内容に係る資料であるということで、人事課が提供した資料について、私が委員会で利用した公用PCの文書と、丸尾さんが使った引用にもとづく質問というのは、人事処分の根拠資料ということで、同じレベルで、扱いに違いはないということを回答いただいたんです。すると、何ていうんでしょう。

○委員長（奥谷謙一）

弁護士に相談しろとおっしゃいましたよね。

○増山 誠委員

そうですね。

あと、竹内委員が小橋氏に対して、これも人事課の報告書の内容を示して質問している件があつて、スマートフォンの内容を撮ったという内容について言及している部分があつたり、いろいろと各委員が発言している内容があります。

このように、これまで委員各位から非公開情報をもとに多くの質問がなされている中、私の発言のみ議題とされる理由というのがよく分からなかったので、お答えいただきたいなと思ったんですけども。

○委員長（奥谷謙一）

私の認識だと、公用パソコンの情報は非公開なのに、それをつらつら読まれていました。

あれは出してはいけない情報をわざわざ読み上げて出しているというふうに私は受け取ったので、それは駄目でしょうということを注意させていただいた。当時、私も注意できていなかったですけれども。

○増山 誠委員

私の認識としては、つらつら読み上げるか否かというところで、どこまでがつらつらで、どこまでがまとめているのか。丸尾さんの言ったことも結構引用に近いような形で発言されていたりしているので、そこが曖昧というか。

○松本裕一委員

それは全部公開の委員会の場での発言の話か。

○増山 誠委員

そうです。丸尾さんで言うと、井ノ本さんへの質問の中で言っています。井ノ本さんは公開ですが、公開のものしか僕はピックアップしていない。

○松本裕一委員

僕ら自身も非公開の場での発言と公開の場での発言は、一定差別化をしていたところがあり、どこまでがどうかというのは分かりにくいところはあるんですが、ただ、その辺のことにしても、いわゆる最初の頃の取扱とだんだん変わってきた経緯もある。いろいろと漏えいが激しい中、もう少しきっちりやってみようということで、少しずつ取扱に関して変わってきたというのも多分あるとの認識は、今、聞きながらあった。その辺はどうなのか。例えば、本来、もっと前に注意しておくべきこともたくさんあったけれども、ここにきてしっかりもう一回やりましょうというようなことが一定、委員長から示されたのが、あのとき辺りなのかと理解している。

○増山 誠委員

そういう意味でおっしゃるのであれば、これまでの全ての議事録をチェックして、そういうことに該当するもの全て削除するというのであれば分かりますが、なぜ私のだけなのか。人事課にわざわざ聞いて、根拠資料という意味で同じレベルですという回答をいただいているので、それを基準というのはちょっと違うかなということなんです。

○上野英一委員

今、増山委員が、竹内氏の質問内容、人事課のどうのこうのという話があったけれども、それは百条委員会が出た資料ではない。竹内個人が人事課等で調べた資料である。増山さんは、12月24日の聞き取り調査で、まだ報告書として上がっていない内容を岸口さんから聞いて、ゴルフクラブの話を25日にされたんです。だけど、その竹内委員の話は、ここで出た証言や資料の内容ではないでしょう。

○増山 誠委員

私の認識では、10月25日の竹内委員の発言で、「ただ報告書にはちゃんと書いてあるんですよ。その2人のことを。」と言ってらっしゃるので、これは人事課が提供したもの以外は

ないのかなと思うんです。

○上野英一委員

これはしかし、報告書はまた違うんでしょう。

○増山 誠委員

多分、当時、〇〇さんの携帯を多分見て、スクリーンショットか何か写真を撮った場面の報告書をもらったと思うので、このことを発言してらっしゃるんです。これも人事課に聞くと、人事処分の根拠資料ですので、通常、表には出さない、情報開示請求があっても出さない資料ですし、人事処分の内容に係るものですので、同じレベルの資料ですということの回答をもらった。

○上野英一委員

同じ根拠資料だけれども、取得したのは、竹内氏個人がどういう形で取得したか分からないが、この委員会の中で出た情報じゃないでしょう。竹内氏はどこかでその情報を手に入れて、この委員会に出したかもしれないが、竹内氏が得たのは、この委員会の中の資料として得たものじゃないでしょう。

○増山 誠委員

そこは私には分からないんですけれども、ここを見る限り、私としてはそういう認識を持ったので、もし何かご存じで、これは違うところから竹内さんがもらっていたんですとおっしゃるのであれば。

○委員長（奥谷謙一）

竹内さんは何と発言したんでしょう。

○増山 誠委員

読み上げると、竹内さんが「それでいうと、その後、実はあの後、荒木元副知事ともう1人の方のスマホを見せる許可はしてませんとおっしゃったんですよ。勝手に見たとおっしゃってるんですよ。」、証人が「それはですね。」とおっしゃって、竹内さんが「それで、勝手に写真を撮ったと、それが分かったとおっしゃったんですよ。小橋さんじゃないですよ、写真を撮ったのは、もう1人の方ですよ。」、証人の方が、随員の職員云々かんぬんと言って、竹内さんが「それは元西播磨県民局長のやつだと思ってるんですよ、見られたほうは。それが荒木元副知事ともう1人の方のやつでびっくりしたと。これは私も百条委員会まで知らなかったと言ってました。」、証人が「私も知りませんでしたし、百条委員会で言われているのを聞いて、え、そんなことやったんかと。」と言って、その後竹内さんが、「ただ報告書には、ちゃんと書いてあるんですよ、その2人のことを。」とおっしゃっている。

○松本裕一委員

請求した資料ではないですね、今の1点だけだけど。

○委員長（奥谷謙一）

す。意見です。

○上野英一委員

関連するので言います。増山委員が、齋藤知事への質問のときに、「姫路ゆかたまつりではパワハラの実事があったとして質問しましたが」というくだりありますが、竹内委員が姫路ゆかたまつりでパワハラがあったとは言っておりません。呉服店で何回も着つけしていたことを指摘しただけであります。

また、齋藤知事も、この増山委員の発言に対して、「そういったことがあたかも事実であるかのように元県議が言われたということは、大変、私自身も心が痛みまして、」と、こうあるんですけれども、ところが、竹内委員のブログを見てもそんなことは一切書いていない。姫路の地元の方、婦人会の人も含めて、着つけをするのをドタキャンして、呉服店で着つけをしていただいて、着つけ料が出ている、それはおかしいのではないかという質問である。ほかのところの質問でもそうですし、彼のブログ見てもそれしかないんです。ところが、それが、増山氏の発言からすれば、デマを飛ばしたというふうに、パワハラがあったというデマというふうに質問してるんです。

だから、この問題もさっきの松本委員が言った質問も、何の目的で、何を言わんとしてそういう質問をしているのか、私は疑ってしまうのです。彼をおとしめるための発言ではないかと。いわゆる真相を究明するのではなくて、彼をおとしめるための発言をしているのと違うのかというふうに受け取ってしまうが、どうですか。

○増山 誠委員

ここは片山さんから来た要望についての話の中で出しているお話ですので、なぜ要望が来たのかということの裏付けとしてお話をさせていただいたということです。おとしめるという意図は、私としては持っておりませんでした。

○上野英一委員

結果的におとしめているのではないか。そういう発言内容である。

○委員長（奥谷謙一）

まず、SNSからであります。今現在、消されたのか。

○増山 誠委員

SNSは現在も投稿されております。

○委員長（奥谷謙一）

議事録の話の先にしないといけない。確かに増山委員がおっしゃったように、一部委員が非公開情報を引用して質疑をしたということはあると思います。それについて1回精査する。私の考えで言うと、一定公文書なので、公文書から具体的な個人名とかを挙げるわけではなく、こういう手続でやっていますねという程度の引用だったので問題はないと思っておりますが、今日そういうご指摘もあったので、一度精査はしましょうか。

ただ、やはり増山委員が25日におっしゃっていた質問は、非公開情報の元県民局長がプラ

イベートでつくられていた意図の分からない内容、どういう目的でつくられていたのか分からない文書である。それを読み上げて、今議事録に載っているという状況は、あたかもそういう事実があったかのように受け取る方もいらっしゃるし、私としては非常に問題が大きいのではないかと考えておりますので、再度削除していただきたいと思いますが、しないですか。

○増山 誠委員

先ほど庄本委員のご指摘にあった県民が知るべき情報という観点は、非常に私としては大事だと思っている。あのとき片山さん、やはりクーデターというのを非常に主張されていて、それが一つも明らかになっていなかった状況ですので、我々が文書問題に関する調査をするに当たって、必要であると考えれば、文書内容に言及することも可能であるというふうに考えております。

職員によるクーデター計画とその実行というのは、怪文書を匿名で配布し、その目的が、今、井ノ本さん及び原田さん等に対する怪文書を発出していたという事実はありますので、その裏付けとなる内容の文章であれば、文書問題の背景として重要な部分であって、その内容をつまびらかにするというのは、まさに県民の知る権利にかなうものではないかと考えておりますので、何かこれを削除するというのは、文書問題の真相究明に逆行する行為じゃないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。ここを削除するとなると逆に、百条委員会の信用がなくなってしまうのではないかと考えて危惧します。何か隠蔽しているようなイメージを持たれかねないなど。

○庄本えつこ委員

私もいろいろほかの弁護士などにもお話を聞いたりしているんですけども、例えば、クーデターという言葉、それから転覆という言葉、確かにきつい言葉ですけども、その言葉が、もちろん公用パソコンの中にそれがあるということはよくなかったとは思うんですけども、その言葉をもってそれが違法だとか、そういうことは考えられないというふうに、ある弁護士はおっしゃっています。元県民局長の告発は、クーデターとか転覆とかということを使っているということが、誹謗中傷性が強いというところへのお墨付きを与えるような言葉なんですけど、実際、暴力を使ったわけでもなく、クーデターという言葉を使っているということだけで、それを罰することはできません、と教えていただいているんです。

○増山 誠委員

罰せられるか罰せられないかというよりも、一職員が特定の職員の誹謗中傷文書を匿名で渡すとか、そういう行為というのは推奨される行為じゃないですよ。

○庄本えつこ委員

そんなこと言ってません。

○増山 誠委員

どういうことですか。私の中では、クーデター計画の中に特定幹部を仲たがいさせるため

の文書発出や、匿名の怪文書、こういうのもクーデターの一環として含まれていますか。当然仲たがいさせるという行為はクーデターの一環だと私は思っていますけれども、それは推奨される行為ではないですよ。やっちは駄目じゃないですか。それを計画して、一部実行に移していたということは明らかにしないと、真相究明に近づかないと思うのですけれども。それを罰するべきとか罰するべきじゃないとか、そういう罪の話ではなくて、やっついかに悪いかで言えば、やっちは駄目でしょうという話ではないですか。

○庄本えつこ委員

でも、実際は、仲たがいもしてませんし、例えば、一職員がこういうことってよくないよねと言って、クーデターを起こそうよとかということそのものは、別に大した問題ではないと思うんです。それを何か殊さらに告発文書の中身そのものを私たちは一つ一つチェックして、事実かどうかということを確認するのが百条委員会ですけれども、こんな言葉を使っていたんじゃないか、こんなことやっていたんじゃないかということで、そちらの方向に誘導されるようなことだなというふうに強い印象を持っていますので。

○増山 誠委員

私は誘導しようとしているわけではなくて、片山さんがクーデターがあったよということ強く主張されていたので、それを裏付ける資料は、こういうものですよというのを一次資料として提示したまでであります。私がクーデターがあったぞと言っているわけでもないですし、そういうふうに誘導しようとしているわけでもないです。

○上野英一委員

今のクーデターの話とは違うんですが、今日のこの資料に出されている増山委員の発言の抜粋がありますけれども、その最後のほうに、「誘導尋問、高圧的な尋問、デマに基づく尋問、関係者への脅し・強要、まさに百条委員会の信用を失墜させる言葉のオンパレードでありますけれども、これ自体委員会の公平性を大きく棄損する行為であり、非常に問題があると思いますけれども、ここの奥谷委員長はこういった誘導尋問を制止、注意すべき中立な立場にあるべきにもかかわらず、片山元副知事に対しても、付箋を投げられたときにパワハラがあったと思いましたよねなどの誘導尋問を繰り返しました。」として、今度、片山さんに振っているんです。片山さんは、またとうとうとそこで述べられている。これこそ中立、県民の知る権利とかではなくて、先ほどの竹内さんの2点の問題についても、まさしくおとしめる、誘導する発言をあなた自身がされているのではないのですか。そして、極端なことを言って、片山さんと一緒になって百条委員会、あるいは奥谷委員長、竹内委員をおとしめるような、そういうふうな展開をされているのではないのですか。

○増山 誠委員

そういうつもりはございません。

○上野英一委員

つもりはないとは言っても、そういうふうにとれますよ。

○委員長（奥谷謙一）

増山委員のXの投稿を入手しましたがけれども、以下は百条委員会で私が発言した内容を書き起こしたものですというのは、これは公用パソコンのデータにあるものを読み上げた内容ということですか。それとも、増山委員の考えも入っているということですか。

○増山 誠委員

事情を説明する部分は括弧書きで足しているところがありますが、基本的には特別職に関してはそういった名前は出していないという認識で、片山さんもおっしゃっていましたが、片山さんは片山、片山と言われているでしょう。奥谷さんもそこは証人だったらいいんじゃないですかというお話があったので、井ノ本さん、原田さんという名前も出したところはありますし、特別職は公人の最たるものですから、私はいいと思っていますが。

○委員長（奥谷謙一）

これはあくまで、県民局長の日記なのか分からないですけども、そういうものに書かれていた内容をざっと書いているわけですね。

○増山 誠委員

上の部分だけです。下は私がそれに基づいて、これは事実なのかどうかというのを調べた内容になるので。上の三、四行だけだと思いますよ、公用PCの中の内容というのは。

○委員長（奥谷謙一）

例えばですが、百条委員会の資料の中から、井戸前知事が、県知事へ人事の干渉をうかがっている様子が私にはうかがえたなど、意見を述べるぐらいであればいいのかなと思うんですけども。分からないが、それも駄目なのか。

○事務局

多分、要約は問題ないと思うんです。要するに、居酒屋で会合をしたというのであれば、会合してクーデター計画を練ったという話は本当かというような質問であればいいのでしょうけれども、書かれていることを逐一全部読み上げられて、というところに恐らく人事課は非常に問題を感じているのだと思います。

○増山 誠委員

なるほど。人事課は私あまり関係ないと思っていて、人事課が何て言ってこようが、それは指摘は指摘として受け止めますけれども、ほかの問題についても同じような指摘はされるべきだと思っていますので。そこは置いておいて、一旦持ち帰って、削除するかどうか検討していいですか。検討します。

○委員長（奥谷謙一）

意見は別に僕はいいと思うんです。私はクーデターがあると今でも思っていますとか、SNSでそう主張する分には、それは全然いいんだと思うんですけども。

○増山 誠委員

それは、委員会での発言をおっしゃっているのか、SNSの投稿をおっしゃっているの

か、どちらか。

○藤田孝夫委員

増山さんは、それが県民が知りたがっていると思っているんでしょう。

○委員長（奥谷謙一）

私がいろいろ見させてもらった結果、例えば、やはりクーデター計画があったと私は強く考えているとかはえいいのかなと思っています。

○藤田孝夫委員

断片的に切り取って出た、それから自分の意見を想定して話したこととの全部の物語、ストーリーが、割合、凝り固まった誘導になっていることは間違いないです。それは自由なんだけれども、我々は結局、議事録に残す、残らないのことを今一緒にするのではなく、何万人というユーザーが見ている中で、それを掲載し続けるということは露出が全然違うので、各委員はやはりそこは慎重であるべきである。これはあくまで私の感覚で、ルールでも何でもないが、その違和感をみんなが感じているから、この問題になっているのではないですか。

○長岡壯壽委員

秘密の一次情報をそのまま掲載したのですか。

○委員長（奥谷謙一）

最初はそうです。

○長岡壯壽委員

それが今問題になっている。

○委員長（奥谷謙一）

今回、百条委員会で発言したことを書いています、としている。

○長岡壯壽委員

先生がいつも気にしている一次情報と二次情報。最初は秘密の一次情報をそのまま掲載したのですか。二つ目は、証言者のことを二次情報として掲載したのですか。よくSNS上で問題になるのは、二次情報の場合は、それをどこから拾ったか。SNSで有名なあの人がよく言う、真実相当性があるから載せた、これは普通のデマだから載せない、こういう判断基準。あの人が言ったことだから、真実相当性が一定あるから、二次情報だけれども載せたという理屈か。

○増山 誠委員

僕がSNSに載せたのは、僕が百条委員会の中で発言したそのままだを掲載していますので。

○長岡壯壽委員

自分の発言、もろに一次情報ですね。

○増山 誠委員

そうです。

○長岡壯壽委員

それが秘密会だったということか。

○増山 誠委員

いや、それは公開です。

○長岡壯壽委員

それを載せたのが問題になっているのか。それは一次情報を載せたのか。

○増山 誠委員

一次情報を載せた。

○長岡壯壽委員

自分が仕入れた一次情報を載せた。その情報は秘密だったのですか。秘密の一次情報を載せるということと、真実相当性がある二次情報を載せるということは、ちょっと違う。あの人がSNS上でよく言う、この人は載せる、この人は載せないという。問題は二つあるのか。

○委員長（奥谷謙一）

1回引き取ります。今のところ前回と変わらず、増山委員に対しては、私から削除を要求している段階です。SNSの投稿のもとになっているそもそもの議事録の話で、増山委員から、いやほかにも秘密情報をもとに質問しているものがあるではないかと。確かにそれはあります。それは確認させていただくということで、一旦預かる。

○長岡壯壽委員

ゆかたとアイアンは、言っていない一次情報を違う形で出したということです。これは、また問題がある。

○委員長（奥谷謙一）

これはどうですか。

○松本裕一委員

改めて今日の資料で、竹内氏の発言を見たときに、電話が専務理事からあったとは一言も言っていないわけです。結局、これをどう修正するかは、竹内さん本人がいないから誰にも分からない状態に今なっているんです。専務理事自身も勘違いした取り方をしたかもしれないという中で、全く分からないが、ただ間違いなく言えるのは、虚偽の事実をもって質問を行ったという事例としてこれを紹介している。電話があったということがこの発言の主たる趣旨なんです。だから、専務からの電話があったと言ったか言っていないかはすごく大きな問題である。なぜここにずっとこだわりながら言うかといえば、このことで虚偽の質問で誘導したというようなことで、かなりSNSでバッシングが広がったという事実があるんです。なので、電話が専務からかかってきたということを言ったか言っていないかというのは、すごい大きなことだと感じる。増山委員自身も、伝聞というか、ヒアリングの内容を聞いて

言っているから、全て確かな情報をもとにできてない状態だったと思うんです、この12月25日の時点では。ただ、改めて今これを見たときに、これは本当に虚偽の事実をもって質問したというふうに今も思われていますか。

○増山 誠委員

この竹内さんの発言。

○松本裕一委員

そうです。

○増山 誠委員

今、議事録に起こして詳細に見ていけば、言っていないですよみたいな話になりますけれども、あのときのニュアンスでいえば、主語がそこしか出てきてないわけですから、どう考えても、ほとんどの方が専務理事から電話がかかってきたという認識だったと思う。そうでもないですか。

○松本裕一委員

主語が専務理事でしたか。電話がかかってきて、専務理事がクラブをあなたに渡したことは本当だというような話で、それは後々、みんな認められているわけじゃないですか。

○増山 誠委員

「あなたが答弁した内容についておかしいという電話が私のもとに入りました。」となると、何か文が切れてように感じますけれども、聞く限りここは一連の流れでしゃべっているわけですよ。そうなる専務理事がかけているとかなり聞こえる文章ですから、それを後付けで、いや違うのではないか、というのはこう何ていうんでしょうね。

○委員長（奥谷謙一）

増山委員のおっしゃる意味もよく分かるんです、それは誰もが専務理事から電話がかかってきたのだらうと思ったのではないかと。ただ、現に議事録を見れば、言及をしていなかったわけですし、実際、今、増山委員の発信は影響があるわけです。それをもとに、竹内さんがそういうこと、デマを言ったんだと受け止めてしまう人もいるから、それを訂正しないと駄目だろう、ということはあると思うんです。そういう趣旨で言っていないという増山委員のおっしゃることもよく分かるんですが、議事録自体は訂正していただいたほうがいいのではないかと思いますけれども、この点については。

○上野英一委員

増山委員が、今そういうふうに受け取った、聞こえたというのは、それはそういうふうに聞こえたのだと思う。だけど、そうではないのだから、そのところはちゃんと認めないといけないのではないかと。

○委員長（奥谷謙一）

そういうことが言いたかったんです。増山委員が悪いと言ってるわけではなくて、間違っていたから、そこは素直に訂正するというのほうがいいのではないですか、ということなので

す。

○増山 誠委員

分かりました。一旦持ち帰って。

○委員長（奥谷謙一）

持ち帰りますか。

○増山 誠委員

どう修正したらいいのか。

○松本裕一委員

難しいんです。修正すると言っても、どう修正するのということがある。訂正もしくは削除するとしても。

○増山 誠委員

僕のを修正したとして、竹内さんの発言は修正しなくてもいいのです。○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○内容はまだ分からないのですけれども。

○上野英一委員

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○で、竹内さんがそれを言ったという確証ないではないか。

○増山 誠委員

まあそうですね。

○長岡壯壽委員

二次情報、三次情報になってしまっているから難しい。

○増山 誠委員

先ほど言ったように、専務理事から昼休みに電話があったと誤解を招くような竹内氏の発言があった、という修正に関しては皆さんいかがですか。

○上野英一委員

間違っていました、誤解していましたと言い切らないと。誤解のあるような発言があったというような、そんな書き方など認められるわけない。謝っていない、反省してないではないか。

○長岡壯壽委員

ヒアリングされた証言者も勘違いされた可能性ある。

○岸口みのる委員

明らかにそう本人おっしゃっていますから。

○上野英一委員

証言者も竹内さんから電話があったとは言っていないんです。

○岸口みのる委員

証言者は竹内さんに電話したんです。

これはいかがでしょう。

○増山 誠委員

これは事実確認して、修正なり訂正なりをさせていただきたいと思います。

○上野英一委員

ただ、誤解をするようなニュースはありました。AERA dot. の記事、あれは明らかに間違っています。

○長岡壯壽委員

竹内さんは、どなったとか言っていないんです。ところが、ある方が勘違いをして証言し、それが広がったんです。証言されている方が、どなったと証言してしまった。竹内さんは、それは言っていないんです。

○増山 誠委員

AERA dot. の記事を引用して何かブログに掲載していたような話を聞いてますので、その辺でちょっと「質問しましたが」というところが、質問はしていないという話ですので、何らかの形で修正を加えるなり、検討させていただければと思います。

○上野英一委員

竹内君の議事録、竹内君のブログを見てもらえば、そういうことは一切書いていないです。

○委員長（奥谷謙一）

これは次回、回答を増山委員から。

○増山 誠委員

次回か次々回か。

○委員長（奥谷謙一）

次回か次々回、よろしくお願いします。

3 人事課の第三者調査にかかる資料要求について

このことについて、委員会として県当局に対して資料を要求するかどうか協議がなされた後、全員異議なく、委員長発言の概要のとおりとすることに決した。

(奥谷謙一委員長発言の概要)

人事課の第三者調査の方式について、第三者委員会の方式であるということが確認できれば、委員会として資料要求することで対応したい。

4 その他

(主 な 発 言)

○委員長（奥谷謙一）

最後に、今後のスケジュールを1月27日の協議・確認事項でお示ししたとおりですが、現時点の議論を踏まえると、あと1回、協議会の日程を追加したいと思います。

つきましては、2月26日か27日の午後4時からしたいのですが、27日でいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、27日の午後4時からでお願いします。

○庄本えつこ委員

今、世間をにぎわせている岸口委員の話なんですけれども、14日の日に百条委員会の奥谷委員長と維新の会そのものに共産党議員団として申入れを行いました。申入れの内容を読み上げます。

8日の民放報道番組で、立花孝志氏が、竹内英明元県議や元県民局長に関する文書を岸口みなの県議に提供されたと発言したことが報道されました。岸口氏は、文書提供そのものは否定していますが、立花氏と面会し、文書が提供された場に同席したことは認めています。百条委員会の副委員長である岸口氏が文書提供の場に立ち会ったことは、百条委員会への信頼を失う行為であるとともに、この文書が竹内氏の自死という重大な事態の要因とも考えられるもので看過できない行為であると言わざるを得ません。

共産党県議団は、この問題について、百条委員会として事実解明を行うとともに、情報漏えいなどの不当な行為については、告発も含めた対応を行うことを求めるものです、ということを経理長に申し入れました。

維新の会県議団に対しては、百条委員会の副委員長である岸口氏が文書提供の場に居合わせたことは、百条委員会の議会での公正な議論を進める上で重大な不当行為であると考えています。つきましては、維新の会兵庫県議会議員団として、事実関係を調査され、県民への説明責任を果たされることを強く求めるものです、という申入れを行った。岸口副委員長は、私からは渡していない。しかし、同席していたことは認めておられます。30分以上1時間ぐらいお話をしているということも認められています。メモが何をもとに、誰が作ったのかということについて、県民の方々からも含めて私たちも、やはり事実解明をすべきではないかと思っています。

それともう一つ、メディアに対しての岸口さんの発言ですが、私の知らない中身だったということは、つまりそのメモを見ていच्छるということの裏書きだと思います。私たち百条委員としては、そのとき、渡すべきではない、渡すことを止めるべき立場にあったのではないかと思っていますので、この問題を放置したまま百条委員会として結論、報告を出していくということが本当にいいのかという疑問を持っています。

百条委員会として何ができるかということもありますけれども、百条委員会としてやはり調査をしっかりとすることが大事でないかと思っています。私は問題提起ですけれども、委員会の皆さんで、そのことについて話し合いをしていただけたらというふうに思うんです。

○岸口みなの委員

私は当事者でありますから、さっきおっしゃった内容が全て正しいとは思いません。それ以上のことはもう当事者ですから申し上げます。

○委員長（奥谷謙一）

私も検討したんですが、本当は今日の議会運営委員会で話し合っていたかかったんですが、我が会派の幹事長から、維新の会の幹事長に確認がされて、今現在、党のほうで調査をされているということで、その結果を踏まえて、結果によっては委員の選任等々もまた考えるというふうにお聞きしております。百条委員会は、調査は文書問題と公益通報の調査をするということに限定されておりますので、議会で設置されている以上、そういった議論は今後は議会全体でやっていっていただきたい、議運等々が私はいいいのではないかと考えています。

1点、補足で言うと、ご本人目の前にしてあれですけども、怪文書の問題と、あと、百条委員会の秘密会の音声データの記録を渡した件等々は、私も今しかるべき機関に相談しておりますので、そういったところで今後、粛々と対応していければというふうに思っております。

○上野英一委員

今日も議論してきましたけれども、このままこの委員会でいいのかなというのが、私はちょっと疑問になっております。もちろん岸口委員のことについては、まだ疑惑の範囲で、確かなところは分からないということもあるが、県民に対してはかなり憂慮する事態になっているかなと思います。それから、先ほど増山委員にも言いましたけれども、増山委員のこの間の発言やSNSの発信など、そういうのを見ていたら、本人は我々が公正でないというようなおっしゃり方をされているけれども、どうも百条委員会、あるいは奥谷委員長、竹内元議員、丸尾委員なんかを含めて、おとしめるような行動をしているとしか見えないんです、私。そういう方と一緒にこの委員会を続けていけるのかなと思っているので、今日は先ほど庄本委員から出ましたので、あえて発言させてもらいました。以上です。

○北上あきひと委員

事実関係を確認したいんですけども、今、庄本委員から、岸口副委員長は、立花氏に出会ったということは認めた。その場で書類が提出された、立花氏に手渡されたその場に行ったということをおっしゃったんですが、岸口副委員長、それは事実なんですか。もし岸口副委員長の隣の方がそのとき文書を渡しておられたら、私は岸口副委員長が渡されたことと実質的には同じ意味合いを持つと思います。一民間人が渡されたことと、百条委員会の副委員長が同席した場で渡したということになれば、その渡した中身は、私は全く異なると思います。事実はいかがなんでしょうか。

○岸口みのる委員

それも含めて今、党の調査をしていますので、結果をお待ちいただきたいと思います。

○藤田孝夫委員

これは政党ごとの違いはあって、全て党本部が決断して、それに従う会派もあるかも分かりませんが、議員として県民代表として選ばれている。ということは、会派が選んで議員になったわけではない、有権者が選んでいるわけですから、会派全体としての、いわば取決めであったり、規範意識をきちんと加えたところのルールづくりでの決定というのがあってしかるべきだと思います。その件については対処の仕方として、会派の上が言ったからこうではなくて、会派としてこういうことが望ましいと思うという結論を報告してほしいと思います。以上です。

○庄本えつこ委員

事実がどうかということは、これから維新の会でも調査をされるということですがけれども、ただ、疑惑を持たれているということは事実です。しかも、渡されたメモがどのようなのか私は分かりませんが、しかし、立花氏が知事選挙にそれをSNS上で使ったということになっております。しかも、10月の24、25日は、知事選挙があるということで、普通であれば公開とする方も全部非公開でやられたものです。それが外に出て行った、それを選挙に利用されたということは大変大きな問題ではないかと私は考えています。そのことも併せて、しかも正しい情報だったかどうかということも分からない、ゆがんだ情報が流布されている可能性も大きいので、そこはこのままの形で百条委員会が報告を出した場合、県民の皆さんから、結論について信頼を損なわれるものになるのではないかとこの危惧を持っております。議会としてどうしていくかということになっていくかもしれませんけれども、そういう認識を持っているということを皆さんに分かっていただきたいと思います。

○丸尾まき委員

その文書で私も名前は書かれていますけれども、明らかに事実と異なることが存在するということと、文書をもとにいわゆるデマ動画と言われるものが作られて、100万回、150万回再生している。竹内さんに本当に精神的な大きなダメージを与えるものであったということだけは付け加えます。きちんとご報告いただけたらと思います。

○委員長（奥谷謙一）

よろしいですか。私の対応としては現状はお答えしたとおりなんですけれども、よろしくをお願いします。

閉 会（午後5時15分）

配布資料一覧

※下記ページ番号は、PDFファイル全体におけるページ番号

24 ページ (1) 議事順序

[1 調査報告書について]

25～64 (2) 調査報告書素案

ページ

65～75 (3) 調査報告書の統合案

ページ

76～89 (4) (丸尾委員配布資料)

ページ

① 兵庫県職員公益通報制度実施要綱

② 宝塚市外部公益通報への対応に関する要綱

[2 情報の取扱いについて]

90ページ (5) 竹内委員に関する増山委員の発言について

[3 人事課の第三者調査にかかる資料要求について]

(配布資料なし)

[4 その他]

(配布資料なし)

※ 当ページ「配布資料一覧」は、ホームページでの議事録及び資料の公開にあたり、次ページ以降掲載の配布資料の説明のため、追加したものです。

文書問題調査特別委員会協議会 議事順序

令和7年2月18日(火)
午後2時30分
第7委員会室

開 会

- 1 情報の取扱いについて
- 2 人事課の第三者調査にかかる資料要求について
- 3 調査報告書について
- 4 そ の 他

閉 会

調査報告書素案

構成

I 文書問題調査特別委員会について

1 概要

- (1) 設置の経緯及び目的
- (2) 調査権限
- (3) 調査事項
- (4) 名称及び定数
- (5) 法的アドバイザー
- (6) 運営
- (7) 調査費用

2 開催状況

II 任意調査について

- 1 職員アンケートによる調査
- 2 聞き取りによる調査
- 3 書面による調査

III 文書の7項目にかかる調査の内容と結果について

- 1 五百旗頭真理事長ご逝去に至る経緯について
- 2 令和3年の知事選挙における県職員の事前選挙活動について
- 3 次回知事選挙に向けた投票依頼について
- 4 知事が贈答品を受け取っていることについて
- 5 知事の政治資金パーティー実施にかかるパーティー券の購入依頼について
- 6 阪神・オリックス優勝パレードにかかる信用金庫等からのキックバックについて
- 7 知事のパワーハラスメントについて

IV 公益通報者保護法にかかる調査の内容と結果について

V 総括

VI 総括的提言

VII 参考資料

I 文書問題調査特別委員会について

1 概要

(1) 設置の経緯及び目的

令和6年3月27日の知事定例会見において、西播磨県民局長(当時)が知事や職員等の名誉を棄損する事実無根の内容が含まれる文書を作成、流布したとして、同県民局長を解任し退職保留のうえ調査するとの発表がなされた。

これを受け、元県民局長は同年4月4日、県の公益通報窓口で文書記載内容の事実解明と是正措置の検討を通報、その後、文書の内容に事実が含まれるとの報道もある中、内部調査を踏まえ5月7日付で同氏を停職3か月の懲戒処分とするとされた。

県議会では、二元代表の一翼として監視機能を果たすべく、同年6月の第367回定例会において、本会議質問等で当該文書問題を質したうえで、より詳細に文書記載内容の真偽や文書問題に係る一連の流れを調査究明する必要があるとして、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を付与した特別委員会を設置することを議決した。

(2) 調査権限

(3)に掲げる事項の調査を行うための地方自治法第100条第1項及び第98条第1項の権限

(3) 調査事項

令和6年3月12日付け元県民局長の文書に記載されている7項目の内容の真偽及び公益通報者保護に関連する事項

(4) 名称及び定数

ア 委員会の名称 文書問題調査特別委員会

イ 定数 15名

ウ 委員の氏名

役職	氏名	会派
委員長	奥谷 謙一	自由民主党
副委員長	岸口 みのる	維新の会
委員	松本 裕一	自由民主党
	庄本 えつこ	日本共産党
	丸尾 まき	無所属
	佐藤 良憲	維新の会
	増山 誠	維新の会
	北上 あきひと	ひょうご県民連合 ※令和6年11月22日付で選任
	上野 英一	ひょうご県民連合
	越田 浩矢	公明党
	伊藤 勝正	公明党
	富山 恵二	自由民主党
	長岡 壯壽	自由民主党
	黒川 治	自由民主党
	藤田 孝夫	自由民主党
竹内 英明	ひょうご県民連合 ※令和6年11月18日付で辞任	

(5) 法的アドバイザー

丸山 毅 弁護士

本委員会の運営にあたり、地方自治法や民事訴訟法などの法令を遵守し、適正に調査を進めるため、弁護士の専門的見地からの助言を求めべく第3回委員会（令和6年7月19日）において選任。

(6) 運営

ア 委員会の会議は原則公開とし、インターネットによるライブ中継及び録画配信を行う。ただし、公開することにより事実関係が解明できないおそれがあるとき、個人のプライバシーに関わるとき等は、委員会の議決により秘密会とすることができることとした。

イ 公開の証人尋問を実施する場合においても証人本人の職位、経歴、文書での指摘内容の軽重、希望などを踏まえ、インターネット配信及び報道の撮影等について柔軟に取り扱うこととした。

ウ 委員は、秘密会で知り得た情報は他に漏らしてはならないこととした。

エ 委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行うこととした。

(7) 調査費用

令和6年度 〇〇〇万円以内

2 開催状況について

本委員会は、令和6年6月14日の設置から令和〇年〇月〇日の調査報告書の決定まで、計〇回開催した。この間、延べ〇名の証人に対し計約〇時間に及ぶ質問を行い、公益通報者保護法に精通した弁護士や大学教授を参考人として招致するとともに、〇件の資料請求により提出を受けた〇点の資料等を精査し、聞き取り調査や書面調査のほか職員アンケートも行うなど精力的に調査を行い、多様な観点から調査事項の解明を目指した。

回数	開催日	項目	内容
第1回	R6. 6. 14(金)	協議	・委員長・副委員長の互選について ・運営要領協議 等
第2回	R6. 6. 27(木)	協議	・証人出頭要求 ・資料要求 等
第3回	R6. 7. 19(金)	協議	・資料要求 ・職員アンケート調査の実施の可否 等
第4回	R6. 8. 2(金)	協議	・証人尋問の取り扱いの検討 ・証人出頭要求 (8/23, 30 実施分) ・資料要求 等
第5回	R6. 8. 23(金)	証人尋問	パワハラ等① B証人 (非公開) C証人 (非公開) D証人 (非公開) E証人 (非公開) F証人 (非公開) G証人 (非公開)
		協議	・職員アンケート調査 (中間報告)

			・資料要求 等
第6回	R6. 8. 30(金)	証人 尋問	パワハラ等② H証人 (非公開) I証人 (非公開) 野北浩三証人 (公開A) 杉浦正彦証人 (公開A) 齋藤元彦証人 (公開)
		協議	・証人出頭要求 (9月5,6日実施分) ・資料要求 等
第7回	R6. 9. 5(木)	証人 尋問	公益通報①、贈答品① 上智大学教授 奥山俊宏参考人 (公開) 藤原正廣証人 (公開B) 原田剛治証人 (公開B) O証人 (非公開) G証人 (非公開) 井ノ本知明証人 (公開B) 欠席
		協議	・資料要求 等
第8回	R6. 9. 6(金)	証人 尋問	公益通報②、贈答品② 原田剛治証人 (公開B) 片山安孝証人 (公開) 山口利昭法律事務所 山口利昭参考人 (公開) 齋藤元彦証人 (公開)
		協議	・資料要求 等
第9回	R6. 10. 11(金)	協議	・今後の委員会の進め方について ・職員アンケート調査 (最終報告) ・証人出頭要求 (10月24,25日実施分) ・資料要求 等
第10回	R6. 10. 24(木)	証人 尋問	優勝パレード等① Q証人 (非公開) 古川直行証人 (公開B) E証人 (非公開) S証人 (非公開) 和泉秀樹証人 (公開B) 原田剛治証人 (公開B)
		協議	・資料要求 等
第11回	R6. 10. 25(金)	証人 尋問	優勝パレード等② U証人 (非公開) V証人 (非公開) 井ノ本知明証人 (公開B) 片山安孝証人 (公開) 小橋浩一証人 (公開B)
		協議	・資料要求 等
第12回	R6. 11. 18(月)	協議	・証人出頭要求 (11月25日実施分) 等
第13回	R6. 11. 25(月)	証人 尋問	公益通報等③ Y証人 (非公開) Z証人 (非公開) 稲木宏光証人 (公開A)
第14回	R6. 12. 11(水)	協議	・今後のスケジュールについて ・証人出頭要求 (12月25日実施分) 等
第15回	R6. 12. 25(水)	証人	総括

		尋問	のぞみ法律事務所 結城大輔参考人（公開） 片山安孝証人（公開） 齋藤元彦証人（公開）
第16回	R7. 1. 27(月)	協議	・委員会調査報告書（試案）提示 等
第17回 ～		協議	・委員会調査報告書について協議

II 任意調査について

1 職員アンケートによる調査

本委員会の調査事項のうち「文書に記載されている7項目の内容の真偽に関連する事項」について、県職員の認識状況を把握し、調査の参考とするために実施した。

- ・期間：R6. 7. 31（水）～8. 14（水）
- ・件数：6,725件（内訳：インターネット6,664件、郵送61件）
- ・対象：兵庫県職員 約9,700人
- ・方法：庁内電子メールを職員あてに送付し、インターネットもしくは郵送による回答で収集

質問	回答					
	A	B	C	D	無回答	計
【Q1】 五百旗頭真理事長ご逝去に至る経緯について	9 (0.1%)	56 (0.8%)	578 (8.6%)	6,082 (90.4%)	0 (0.0%)	6,725 (100.0%)
【Q2】 令和3年の知事選における県職員の事前選挙活動等について	28 (0.4%)	88 (1.3%)	558 (8.3%)	6,051 (90.0%)	0 (0.0%)	6,725 (100.0%)
【Q3】 次回知事選挙に向けた投票依頼について	7 (0.1%)	36 (0.5%)	313 (4.7%)	6,369 (94.7%)	0 (0.0%)	6,725 (100.0%)
【Q4】 知事が贈答品を受け取っていることについて	94 (1.4%)	298 (4.4%)	1,187 (17.7%)	5,144 (76.5%)	2 (0.0%)	6,725 (100.0%)
【Q5】 知事の選挙資金パーティー実施にかかるパーティー券の購入依頼について	2 (0.0%)	37 (0.6%)	267 (4.0%)	6,419 (95.4%)	0 (0.0%)	6,725 (100.0%)
【Q6】 阪神・オリックス優勝パレードにかかる信用金庫等からのキックバックについて	10 (0.1%)	78 (1.2%)	593 (8.8%)	6,044 (89.9%)	0 (0.0%)	6,725 (100.0%)
【Q7】 知事のパワーハラスメントについて	140 (2.1%)	800 (11.9%)	1,911 (28.4%)	3,873 (57.6%)	1 (0.0%)	6,725 (100.0%)

A：目撃（経験）等により実際に知っている

B：目撃（経験）等により実際に知っている人から聞いた

C：人づてに聞いた

D：知らない

2 聞き取りによる調査

本委員会の調査事項である「文書に記載されている7項目の内容の真偽及び

公益通報者保護に関連する事項」について、調査の参考とするために、病気等を理由として出頭できない証人やアンケートで聞き取り調査等に協力すると回答した職員等に対して実施した。

証言者	内容	実施日
1025-A	パワハラについて	R6. 11. 29
1025-B	パワハラについて	R6. 12. 2
1211-A	五百旗頭先生ご逝去について	R7. 1. 15
迎山 志保 議員	公益通報について	R6. 12. 16
山口 晋平 議員	公益通報について	R6. 12. 16
1211-D	公益通報および人事課調査について USB データについて	R6. 12. 24
1211-E	優勝パレードについて パワハラについて	R6. 12. 18
1211-F	贈答品について	R6. 12. 24

3 書面による調査

本委員会の調査事項のうち「公益通報者保護に関連する事項」について、調査の参考とするために、弁護士や有識者に対して実施した。

書面の提出を求めた者	提出を求めた事項	回答日
高 巖 明治大学特任教授	公益通報について	R7. 1. 13
徳永 信一 弁護士	公益通報について	R7. 1. 24
野村 修也 中央大学法科大学院教授、森・濱田松本法律事務所弁護士	公益通報について	R7. 2. 4

Ⅲ 調査の内容と結果について

1 五百旗頭真理事長ご逝去に至る経緯について

〔当該文書記載事項〕

- ① 令和6年3月6日に五百旗頭真先生が急逝されました。その死に至る経緯が次のとおりです。
先生は現在、ひょうご震災記念21世紀研究機構の理事長をされています。井戸敏三兵庫県前知事から懇願され、兵庫県立大学理事長をはじめ兵庫県行政に深く関わってこられました。
- ② 令和3年8月に知事が反井戸の齋藤元彦氏に交代してからは知事はじめ県幹部との関係に溝が出来ていたようです。とにかく齋藤氏は井戸嫌い、年長者嫌い、文化学術系嫌いでも有名です。
- ③ お亡くなりになられた日の前日ですが、齋藤知事の命を受けた片山安孝副知事が五百旗頭先生を訪問。要件は機構の●●●●をされている●●●●●、●●●●●●のお二人の解任についての通告です。相談ではなく、通告です。
- ④ 来年1月は阪神淡路大震災から30年の区切りの時を迎えます。機構の役割・使命を果たす事実上最後の大きな契機であると言っても過言ではないと思います。●●、●●●●●●はまさにこの分野における第1人者であり、井戸前知事が要請し、兵庫県政に関わってこられました。五百旗頭理事長もお二人には全幅の信頼を寄せておられているにも関わらず、このタイミングでの副理事長解任はハッキリ言って、五百旗頭先生と井戸前知事に対する嫌がらせ以外の何ものでもありません。
- ⑤ あまりに突然の県からの通告に、先生はその時点では聞き置くに止め、片山氏にはお引き取り願ったそうです。その日、帰宅されてからも、齋藤知事のあまりの理不尽な仕打ちに憤慨され、夜も眠れなかったそうです。翌日、機構に出勤されてからも、周囲の職員に同様の胸の内を明かされたそうです。そして、その日の午後に機構の理事長室で倒れられ、急性大動脈解離で急逝されました。
- ⑥ 急性大動脈解離は激昂などの情動的ストレスがトリガーになることもあるといます。齋藤知事、その命を受けた片山副知事が何の配慮もなく行った五百旗頭先生への仕打ちが日本学術界の至宝である先生の命を縮めたことは明白です。

(1) 委員会としての判断

ア 認められる事実

②について

- ・ここ1年の間に、五百旗頭理事長は齋藤氏に会う機会はほとんどなく、創造的復興サミットについても何も聞かされていないようであった。
- ・齋藤氏や県幹部との関係に溝があったかどうか、また、齋藤氏が井戸嫌い、年長者嫌い、文化学術系嫌いかどうかということは確認できなかった。

③について

- ・証言、提出資料等によると、2月29日午後5時頃、片山氏が五百旗頭理事長を訪ね、21世紀研究機構の見直しについて説明した。内容は、(ア)五百旗頭理事長の再任依頼、(イ)副理事長職の整理(〇〇氏、〇〇氏の副理事長退任により現行の副理事長4人体制から2人体制とする)、(ウ)センター長の取扱い(〇〇氏は人と防災未来センター長留任、〇〇氏は研究戦略センター長退任)についてであり、このことは、事前に片山氏から齋藤氏に説明し、齋藤

氏も了承していた。

⑤について

- ・五百旗頭理事長が、今回の副理事長職の削減について立腹して眠れなかったと言っていた。

⑥について

- ・元県民局長の陳述書には、片山氏からの副理事長解任の話が五百旗頭理事長の命を縮めた、というのは憶測としている。

なお、上記②⑤について下記の意見もある。

- ・ここ1年の間に、五百旗頭理事長は齋藤氏に会う機会はほとんどなく、創造的復興サミットについても何も聞かされていないようであるという証言があったが、事実として確認はできなかった。
- ・五百旗頭理事長が、今回の副理事長職の削減について立腹していたとの証言があったが、事実として確認はできなかった。

イ 事実に対する評価

1 元県民局長の当該文書の記載内容について

元県民局長は、五百旗頭理事長から直接相談をされた職員の話をもとに、文書の本項目を作成しており、その内容については、同職員の証言と概ね一致しているため、齋藤氏の了解を取った片山氏が副理事長解任の通告をしたこと、副理事長解任について五百旗頭理事長が立腹していたこと等、告発文書には一定の事実が記載されているものと考えられる。

一方で、元県民局長の陳述書にも記載があるとおり、面談日等の日にちの聞き間違いによる記載誤りや、五百旗頭理事長が亡くなられた要因は憶測である旨については、元県民局長も認めている。

五百旗頭理事長と齋藤氏の関係性については、阪神・淡路大震災から30年の節目を控えている中において、県の創造的復興に長年尽力されてきた五百旗頭理事長との面談機会を齋藤氏が持たなかったことから、五百旗頭理事長と齋藤氏が疎遠だったことをうかがわせる。

文書中の「井戸氏嫌い、年長者嫌い、文化学術系嫌いでも有名」については、陳述書に、主に伝聞をもとにしたとされる21世紀研究機構以外における具体的な例も記載されているが、それらについては証言を得られていないため、この記載の部分は、このことだけで事実であることは確認できていない。しかし、震災30周年となる重要な時期を直前に、これまで本県の創造的復興に大変貢献されてきた両副理事長を相談等もなく解任しようとしたことは決して丁寧な対応とは言えない。

「五百旗頭先生と井戸前知事に対する嫌がらせ以外の何ものでもありません」についても、両副理事長を相談等もなく解任することが、そのように受け止められる可能性はある。

元県民局長が陳述書で「憶測」と認めているように、片山氏からの副理事長解任の話が五百旗頭理事長の命を縮めたとは言い難い。ただ、副理事長解任の話で立腹され、眠れなかったとおっしゃっていたとの証言から、立腹するほ

どの大きな心理的ストレスを与えたことは推察できる。

以上より、文書の記載内容については、信頼できる情報源に基づいており、一定の部分が事実と言えるが、一部で事実誤認、憶測、疑いにとどまるものも含まれていると言える。

2 団体の人事への県の関与について

21世紀研究機構の定款には、役員を選任について、第24条第1項に「理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する」、第2項に「理事長、副理事長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する」と定められていることから、副理事長の選任は、評議員会、理事会の決議をもって決定されるものである。片山氏は、五百旗頭理事長と面談した令和6年2月29日時点では、同機構の評議員ではあったが、証言や提出資料から、片山氏は評議員の立場としてではなく兵庫県副知事の立場として訪問し、外郭団体の見直しの一環として副理事長解任の通告を行っている。

特に今回対象となった副理事長は、県職員や県職員OBではなく、本県の創造的復興に大変貢献してきた外部有識者であるため、仮に震災30年を前にしたタイミングで役職を整理するのであれば、なおさら今回のような副知事による通告は大変失礼な行動であることは自明であり、まずは知事自らが理事長に相談する等、より丁寧な対応が必要であったと考えられる。今回は、震災30年関連事業があるにもかかわらず、組織再編や人員削減を急いだ感が拭えない。

また、同機構の成り立ちとこれまでの4人の副理事長体制で運営されてきたことを踏まえ、震災30周年を前にして突然、副理事長2人体制にすることについて、合理的理由を見出せない。

なお、憶測・伝聞による誹謗中傷を含む内容、あるいは全体的に推測が多く、事実として認定するのは難しいとの意見もある。

(2) 提言

知事当局に以下のことを求める。

- ・県関連団体の人事制度についてのルールの特明確化、運用の特明確化を図ると同時に団体との丁寧なコミュニケーションに努めること。
- ・その上で、公社や外郭団体の再編や人員削減においては、憶測や不信感が生まれなように、対象団体の状況を公平公正に判断し、当事者をはじめ関係者に十分理解いただくよう努めること。特に、今回対象となった副理事長は、本県の創造的復興に貢献してこられた外部有識者であるため、仮に震災30周年前のタイミングで役職を整理しなければいけない状況であれば、まずは知事自らが理事長に相談する等、より丁寧な対応を心がける姿勢が求められる。

2 令和3年の知事選挙における県職員の事前選挙活動等について

〔当該文書記載事項〕

- ① 令和3年7月18日執行の兵庫県知事選挙に際して、兵庫県職員である●●●●●、●●●●●、●●●●●、●●●●●は、選挙期間以前から齋藤元彦立候補予定者について、知人等に対する投票依頼などの事前運動を行った。●●●●●は自分の居住地である●●●●●幹部等に対して「自分は選挙前から齋藤のプレーンだった。お前ら言うこと聞けよ」と恫喝している。
- 公職選挙法違反、地方公務員法違反
また、選挙公約の作成、選挙期間中の運動支援など、多岐にわたり選挙運動を手伝った。
- 地方公務員法違反
- ② その時の論功行賞で、この4人はそれまでの人事のルール無視でトントン拍子に昇任。結果的に彼らが行ったことを裏付けすることとなっている。

(1) 委員会としての判断

ア 認められる事実

① について

- ・○○○氏、○○氏、○○氏、○氏が令和3年の知事選に際しての投票依頼などの事前運動や選挙公約の作成に関わったということ、Z氏が他の自治体職員を恫喝したということは確認できなかった。

② について

- ・○○○氏、○○氏、○○氏、○氏については昇任が早かった者もいるが、論功行賞によって昇任がトントン拍子だったということは確認できなかった。

イ 事実に対する評価

令和3年の知事選挙における県職員の事前選挙活動等について、○○氏、○○○氏、○○氏、○氏のいずれも事前選挙活動等を手伝ったことを否定している。

また、4氏がいずれも県重要施策の重要ポストに就任していること、なおかつ、短期日で昇任していることが認められる者がいることからの推測による記載と思われるが、知事選挙を手伝ったことによる論功行賞があったということについては、知事選挙前、すでに○○氏は県民センター長、○○○氏は本庁次長級となっており、「トントン拍子に昇任」とまで言えるかどうかはわからない。○○氏の部長級への昇任、○氏の次長級への昇任が早かったことは事実であるが、論功行賞によるものという証言は確認できなかった。したがって、この件にかかる「論功行賞」や「人事のルール無視」といった文書の記載内容を裏付ける証言は得られなかった。

なお、文書に名前が出てくる職員の違法行為は認められず、憶測による誹謗中傷を含む内容であるとの意見もある。

(2) 提言

特になし。

とっていたが、返却していなかったことを齋藤氏に謝罪した。この謝罪があったことを片山氏、小橋氏、井ノ本氏も認めている。

- ・一方、齋藤氏は、原田氏がコーヒーメーカーの返却を失念していたことを謝罪したことや「早く返しなさい」という指示をした記憶はないと証言しており、認めていない。
- ・齋藤氏がコーヒーメーカーを受け取ったことは確認できなかった。

② について

- ・ロードバイクは県に無償貸与されていた。この無償貸与については、井ノ本氏のアレンジによるものであるということは確認できなかった。
- ・特定の営利企業との包括協定は、企業にとっては絶好のPRとなり、その見返りとしてのロードバイクの贈呈となると完全な贈収賄であることは確認できなかった。

③ について

- ・県として市川町から仕掛品（製造工程ごとの金物一式）とアイアンクラブ1本の贈呈を受けて、知事室に飾っていた。
- ・齋藤氏が個人として市川町からアイアンクラブをもらったことは確認できなかった。
- ・片山氏は〇〇〇商工会長から、アイアンクラブ（〇〇〇〇〇〇〇〇〇SW, AW 6万円相当）を受け取っている。

④ について

- ・齋藤氏は、スポーツウェアをスポーツメーカーから無償貸与してもらっている。

⑤ について

- ・視察先やカウンターパートの企業を選定する際のリストに役得の記載があるということは確認できなかった。

⑥ について

- ・齋藤氏は、秘書課の職員だけが差し入れられたものをもらえるのかどうかという判断があり、自分が持ち帰っていると証言しており、土産の多くは齋藤氏が持ち帰っている。また、齋藤氏は県のPRとして下記物品を受け取り、また、長期貸与を受けていた。

椅子とサイドテーブル、姫路城の〇〇ブロック、スポーツメーカーの靴、海苔、蟹、牡蠣、日本酒、岩津ネギ、淡路玉ねぎ、播州織の浴衣・ジャケット・ネクタイ、スポーツチームのユニフォーム

- ・県として、齋藤氏が受領した物品全てについて把握できていなかった。
- ・齋藤氏が、出張先で地元の首長や利害関係人を陪席させて、飲食代を支払わせるということは確認できなかった。
- ・知事から提出のあった物品一覧表によれば、知事はユニフォーム（サッカー）4着、ユニフォーム（バスケットボール）2着、ユニフォーム（バレーボール）2着、ユニフォーム（ラグビー）3着、ユニフォーム（野球）

1着、Tシャツ5着、ジャージ（秋冬用）、ジャージ（春夏用）、シューズ3足、コート2着、ポロシャツ、播州織ジャケット2着、播州織浴衣、法被（鏡開き用）2着等を受け取っており、その中には特定企業のものも含まれている。

なお、③④⑥については下記の意見もある。

- ・齋藤氏が個人として市川町からアイアンクラブをもらったことは確認できず、また地方交付税の算定などに見返りを行った事実やX氏が齋藤氏から冷遇されている事実は確認できなかった。
- ・齋藤氏がスポーツウェアをスポーツメーカーから無償貸与されていたが、特定企業との癒着は確認できなかった。
- ・土産の多くは齋藤氏が持ち帰っているが、自宅に贈答品が山のように積まれているといったことは確認できなかった。

イ 事実に対する評価

例1のコーヒーメーカーについては、原田氏が、3月21日の協議時点で返却していなかったことを報告し謝罪していることを証言し、片山氏、小橋氏、井ノ本氏もそのことを裏付ける証言をしているが、齋藤氏は報告を受けたことの記憶はないと証言しており、証言に食い違いがある。

また、「貰い物は全て独り占め」という記載に関しては、齋藤氏は、秘書課の職員だけが分けてもらえるという問題を起こさないため自分がその多くを自宅へ持ち帰ることを認めており、贈答品のPR等がなく個人として消費していたと捉えられても仕方がない行為もあったと言わざるを得ない。こうした行為が「おねだり」との憶測を呼んだことは否定できない。

したがって、文書の記載内容については、一部で事実誤認や憶測も含まれてはいるが、一定の事実が記載されており、虚偽の内容とまでは言えない。

なお、下記の意見もある。

コーヒーメーカーについては齋藤氏が受領していないことや他の贈答品について県産品のPRを行う上で必要かつ社交儀礼上許容される範囲の物品受領に留まり、違法行為は認められなかった。

元西播磨県民局長が陳述書で述べているとおり憶測・伝聞により作成されており、誹謗中傷を含む内容である。

(3) 提言

知事当局に以下のことを求める。

- ・齋藤氏が県産品のPR目的あるいは社交儀礼のために、贈答品を受け取ることは理解できるが、県民や職員に疑念を抱かせないためにも贈答品に関するルールづくりが必要である。

この点については、昨年4月4日付けの職員公益通報事案の調査結果及び公益通報委員会の審議等を踏まえ、12月11日に「県民の信頼確保に向けた改善策の実施」の中で物品受領ルールの明確化が記者発表されており、一定の措置が講じられているが、知事側から求めること（おねだり）の禁止までには踏み込んでいない。また、受け取らない一定の基準を客観的（金額等）

に示すことも必要と考えられる。

- 加えて接待供応についてのルールの明確化も図るべきである。
- ルール遵守を担保するために報告や検証を徹底し、県民からの信頼を得られるよう努めるべきである。
- 齋藤氏には、社会的影響力の大きい県知事という立場にありながら、贈答品を受け取ることや贈答品を要求したと受け取られかねない言動があり、県行政に及ぼす影響を常に意識する姿勢が求められる。

なお、今後も同様の事案が発生した場合は、早急に事実確認を行い事実でない誹謗中傷であることが判明した時点で、県職員及び県内企業への被害が広がらないよう、文書発出者の特定を速やかに実施し文書の拡散防止措置、および懲戒処分等の対応をとることを求めるとの意見もある。

りに行かせたこと等は確認できたが、商工会議所や商工会に対して経営指導員の定数削減を圧力にパーティー券を購入させたという事実は確認できず、文書に記載の該当箇所は事実誤認の可能性もある。

次に、信用保証協会幹部によるパーティー券購入依頼については、幹部が信用保証協会の名刺を差し出し、「できる範囲で購入をお願いします」と商工会議所側に依頼している。名簿を受け取りに行く際に、私用車の使用と休暇を取得していることには一定の認識があると思われる半面、面談の際に信用保証協会の名刺を差し出していることに対しては、経済界に影響力のある信用保証協会幹部という立場を踏まえると、商工会議所は事実上、信用保証協会の幹部からの申し出を断りにくいという側面も容易に想像できる。

さらに、片山氏が信用保証協会幹部に、県職員OBが理事長などにいるからといって、安易に政治資金パーティーのチラシ配布先名簿の収集を依頼したことは、個人に対するものとの証言があったが、相手方へ信用保証協会の身分を示したうえで、商工会議所と接触している以上、これら一連の行為は不適切であり、保証業務を背景としたパーティー券購入依頼があったと受け取られる可能性は否定できない。

〇〇氏が「OBとして活動しているので問題ないと思っていたが、信用保証協会理事長という立場では軽率だった」と認めているように、経済界に影響力のある立場を利用して疑念を抱かれる行動をとっていたことは否めない。

一方、これら政治資金パーティーへの協力により、人事面で厚遇を得たという事実や「なにがしかの利益供与」は確認できなかった。

以上のことから、文書の内容には一部で事実誤認や憶測も含まれているが、一定の事実が記載されており、虚偽の内容とまでは言えない。

なお、下記の意見もある。

ボランティアとしてパーティー券の販売に関与するなかで、自家用車を使うなどボランティアで行っていたことが推認できる事実はあるものの、信用保証協会の名刺を手渡すなど配慮に欠ける部分があった。

信用保証業務を背景としたパーティー券の販売については否定されており違法行為はなかった。

(2) 提言

知事当局に以下のことを求める。

- ・政治資金パーティーの購入依頼にあたっては片山氏から県職員OBを頼っているが、結果的に県職員OBが外郭団体等の幹部の立場を利用していると疑われることがないように、知事選挙に関する県職員OBを対象としたルールづくりが必要である。
- ・知事選挙に関して、選挙前から法令順守、コンプライアンスの徹底は当然だが、政治資金パーティーについては、後援会活動として明確に立場を区別して行うことが必要である。
- ・県関連団体の倫理規定は一般職を対象としているが、役員も含めた政治活動や選挙活動に関わる倫理規定等を定めること。

なお、今後ボランティアでのパーティー券販売においては、個人としての名刺を手渡すなど違法行為と疑念を抱かれないようより一層の配慮を行うことを求めるとの意見もある。

6 阪神・オリックス優勝パレードにかかる信用金庫等からのキックバックについて

〔当該文書記載事項〕

- ① 令和5年11月23日実施のプロ野球阪神・オリックスの優勝パレードは県費をかけないという方針の下で実施することとなり、必要経費についてクラウドファンディングや企業から寄附を募ったが、結果は必要額を大きく下回った。
- ② そこで、信用金庫への県補助金を増額し、それを募金としてキックバックさせることで補った。幹事社は●●●●●●●●。具体の司令塔は片山副知事、実行者は産業労働部地域経済課。
- ③ その他、●●●●●●●●などからも便宜供与の見返りとしての寄附集めをした。
- ④ パレードを担当した課長はこの一連の不正行為と大阪府との難しい調整に●●●●●●●●が持たず、●●●●●●●●を●●●●●●し、現在、●●●●●●●●。
- ⑤ しかし、上司の●●●●●●●●は何処吹く風のマイペースで知事の機嫌取りに勤しんでいる。
○公金横領、公費の違法支出

(1) 委員会としての判断

ア 認められる事実

事実経過

11/ 9(木)	産業労働部から財政課に事業費1億円で予算要求資料を提出
11/10(金)	パレード委託業者より見積額が6.5億円と提示されるが、現状の収入額と大きな乖離があった
11/14(火)	大阪府より不足額の2,000万円を確保するよう依頼があった
11/16(木)	片山氏から事業廃止に向け事業をソフトランディングできるように、事業費を1億円から4億円に増額するよう財政課に指示があり産業労働部に伝達され、産業労働部から財政課に4億円で積算資料が再提出された
11/17(金)	片山氏より協賛金依頼は11/20までにする旨のメールがあり、U証人は11/14の2,000万円の件は目途がついたと受け取ったその後、大阪府より更に追加で2,000万円を確保するよう依頼があった
11/20(月)	片山氏が信用金庫理事長に連絡
11/21(火)	片山氏が信用金庫理事長に面談し、協賛金の取りまとめを依頼し、理事長から各信用金庫に協力を依頼した 知事査定で事業費を4億円で計上するよう指示があった
11/22(水)	理事長から各信用金庫が了解したとの報告があり、11/17に大阪府から依頼のあった2,000万円確保の目途がついた
11/23(木)	パレード当日 なお、信用金庫からの協賛金はパレード終了後に入金された

① について

- ・11/13 時点で、6.5 億円の見積額に対し、クラウドファンディングや企業からの寄附で募った金額が 3.2 億円で必要額を大きく下回っていた。

② について

- ・信用金庫への県補助金が片山氏や齋藤氏の指示により増額された。
- ・片山氏がパレード直前に信用金庫へ協賛金の協力を依頼し、2,000 万円の協賛金を集めた。
- ・県から信用金庫への補助金を募金としてキックバックさせたということは確認できなかった。

③ について

- ・某民間企業が便宜供与の見返りとして寄附集めをしたということは確認できなかった。

④ について

- ・パレードを担当した課長が不正行為に関わったことは確認できなかった。
- ・県は大阪府、広告会社とパレード開催に向けて、難しい調整を行っていた。担当課長は1月下旬から病休を取っていた。

イ 事実に対する評価

令和5年11月に開催された優勝パレードの事業費については、当初、大阪府と兵庫県合わせて5億円を想定し、個人向けのクラウドファンディングと企業協賛の募集を開始した。支出面では事業費は6.5億円にまで増えたが、収入面では、資金調達が当初の想定よりも難航し、パレード後も継続して資金調達をする異常な状況に追い込まれた。

収入確保が危機的状況であったところ、大阪府から11月14日に2,000万円、11月17日に2,000万円の合計4,000万円の収入確保を追加で依頼され、片山氏が11月21日に懇意にしている某信用金庫の理事長を訪問し、県内信用金庫（11行）への協賛の取りまとめを依頼している。その際に、各行に依頼するに当たり目安の金額が必要であるため、理事長が総額で1,000万円か2,000万円かと聞いたところ、片山氏から2,000万円いただけるとありがたいと発言があり、2,000万円を目標に各行に依頼した結果、11月22日に全信用金庫から協賛金の了承を得ている。

一方で、産業労働部が所管する中小企業経営改善・成長力強化支援事業については、令和5年度12月補正で1億円の予算要求書が11月9日に財政課に提出されたが、11月16日に片山氏から財政課へ4億円程度に増額するよう指示が出され、最終的には11月21日の知事査定において4億円とするよう指示があった。

以上の信用金庫への協賛金依頼と補助金増額の関連性（文書ではキックバックと表現）については、11月14日に大阪府から2,000万円の収入確保を依頼された後、片山氏がパレード直前に信用金庫へ協賛金の協力を依頼し、2,000万円の協賛金を集めた時期が県補助金が増額された時期と符合することや広告も出せない中で2,000万円もの協賛金への協力が1日でとりまとめら

7 知事のパワーハラスメントについて

〔当該文書記載事項〕

- ① 知事のパワハラは職員の限界を超え、あちこちから悲鳴が聞こえてくる。執務室、出張先に関係なく、自分の気に入らないことがあれば関係職員を怒鳴りつける。
 - ② 例えば、出張先の施設のエントランスが自動車進入禁止のため、20m程手前で公用車を降りて歩かされただけで、出迎えた職員・関係者を怒鳴り散らし、その後は一言も口を利かなかったという。
 - ③ 自分が知らないことがテレビで取り上げられ評判になったら、「聞いていない」と担当者呼びつけて執拗に責めたてる。
 - ④ 知事レクの際に気に入らないことがあると机を叩いて激怒するなど、枚挙にいとまがない。
 - ⑤ また、幹部に対するチャットによる夜中、休日など時間おかまいなしの指示が矢のようにやってくる。日頃から気に入らない職員の場合、対応が遅れると「やる気がないのか」と非難され、一方では、すぐにレスすると「こんなことで僕の貴重な休み時間を邪魔するのか」と文句を言う。
 - ⑥ 人事異動も生意気だとか気に入らないというだけで左遷された職員が大勢いる。これから、ますます病む職員が出てくると思われる。
- （職員からの訴えがあれば）暴行罪、傷害罪

(1) 委員会としての判断

ア 認められる事実

知事のパワーハラスメントについて

- ㊦ 齋藤氏は、令和3年9月頃、朝刊に載っていた尼崎のフェニックス用地に万博資材の運搬拠点を設ける方針を固めたという記事について、「こんな話は聞いていない」と机をたたきながら声を荒げて怒った。
- ㊧ 令和5年5月、施設の開設について、知事に説明したところ、「こんな話聞いていない」と知事から叱責があり、令和5年当初予算の記者発表資料を見せたところ、「これで知事が知っていると思うなよ」ということで強い叱責が再びあり、開所式のスケジュールを変えざるをえなくなった。
- ㊨ 齋藤氏は、令和4年10月のイベントで、更衣室に知らない男性がいたため驚いて、事前に確認して更衣室を用意しておくべきだったのではないかと職員に注意した。
- ㊩ 齋藤氏は、〇〇氏に対し、令和5年11月の東播磨地域づくり懇話会において、エントランスにつながる通路の車止めの手前で知事公用車が停車して知事が降りてきた時に、「なんでこんなところに車止めを置いたままにしているんや」と怒鳴った。〇〇氏は、非常に強い叱責のため頭の中が真っ白になった状態で車止めを移動させた。齋藤氏は、〇〇氏が車止めを移動させた後も非常に強い叱責をした。〇〇氏自身、社会通念上、業務に必要な範囲の指導とは思わず、理不尽な叱責を受けたと感じた。その後、齋藤氏は会場を後にする際、〇〇氏に対し、謝罪やねぎらいはなかった。
- ㊪ 齋藤氏は、片山氏に対し、令和6年3月上旬頃、県立大学の無償化の国会議員等への根回しに、すぐ動くようにと言われたことを忘れていたことに

怒り、アクリル板に向けて付箋を投げた。

- ㊦ 齋藤氏は、所管課長に対し、令和5年1月の知事協議の際に、政調会資料に記載のあった所管事業が朝刊に載っていた記事を見て、「大阪府と連携すると書いている。これ聞いてへん。この事業は知事直轄なんだから勝手にやるな」と、かなり厳しい口調で叱責し、「やり直し」と所管課長を知事室から退室させた。所管課長は再度、齋藤氏に説明しようと何度も秘書課に伝えたが、説明できなかった。所管課長は1年で異動した。
- ㊧ 齋藤氏は、2023年度、複数の幹部職員との間で、全部で4,885件のチャットのやり取りをし、そのうち約44%の2,165件が夜間や休日に送られた。

なお、㊦㊧㊨㊩の事実があったが、叱責を受けた職員はパワハラと認識しておらず、㊦㊧については事実として確認できなかったとの意見もある。

イ 事実に対する評価

齋藤氏が、執務室や出張先で職員に強い叱責をしたことは事実と評価でき、文書内容は概ね事実であったと言える。

齋藤氏が「業務上必要な範囲で指導や注意をした」との証言に対して、叱責を受けた側の証言では、事情を確認されることなく「社会通念上必要な範囲とは思わなかった」「指導として必要のない行為」「理不尽な叱責だった」、「県職員になってこれまでにないというぐらいの叱責を受け」や、「県庁職員の生活の中で、机をたたいて怒鳴られたというようなことが初めてだった」、他の職員がいる前で「頭が真っ白になるほどの叱責」、さらに「異動させられるという予感のもと実際に1年で異動させられ理不尽と感じた」等の証言があった。こういった証言を踏まえると、パワハラ の定義である「①優越的な関係に基づいて（優位性を背景に）行われること、②業務の適正な範囲を超えて行われること、③身体的若しくは精神的な苦痛を与えること又は就業環境を害すること」の全てに相当する可能性があり、パワハラに近い不適切な叱責があったと言わざるを得ない。また、齋藤氏から「社会通念上の度を越えていたことはないという意味で、暴行罪であったりとか、そういった意味での行動はしてない」との証言があったが、暴行罪にあたらぬからといって社会通念上の度を越えていないということにはならず、法令を遵守することが求められ、規範を示す立場である行政のトップとして信じがたい発言であり、パワハラに対する規範意識が低いと感じざるを得ない。

県事業がテレビで取り上げられた件であるが、県の事業は膨大にあるため、テレビで知事の知らないことが取り上げられることもあり、「聞いていない」ことを理由に職員を叱責することは妥当性を欠いた行為である。仮に叱責することがあるとすれば、テレビでの県職員の説明に大きな過失があり、県に損害を生じさせる恐れがあった場合などである。

知事協議の際の叱責の件であるが、部局の説明をよく聞いていない、あるいは聞いていても失念していると思われる事業に対して、全く知らないということで、説明する機会も与えずに「聞いていない」と叱責するとの証言が複数あったことから、事業への関心の度合によって、理解度に差が生じていると思われる。また、部局の説明時に齋藤氏は別のことをしているなどで説明を真剣に聞いていないと感じたとの証言があったことも踏まえ、どの事業も同じ目線で担当課の説明を聞くという姿勢が欠けており、県政推進のトッ

ブである知事としての対応に疑問が残る。

考古博物館で20m歩かされた件に関連して、齋藤氏の発言からロジを重要視していることは理解できる一方で、齋藤氏自身が朝の出発予定時間によく遅れてくる、またその際に謝らないこともあるとの証言もあることから、部下には高い水準を課しながら、自分はその基準を守らず特別扱いとする態度は、公平性と信頼を損なう言動であり、本来は模範となるべき知事の取る言動ではない。また、齋藤氏は車から降りるなり、対応した職員に対し、車止めをしている理由を聞くこともなく、大声で叱責をしている。職員からすれば、車止めを入り口から20m離れたところに設置したことは会場施設のルール上やむを得ないものであり、車止めを認識した後も強い叱責することは不合理であり、極めて理不尽な叱責である。

叱責の際に付箋を投げる行為は、知事という県のトップであるという立場等に鑑みると、投げたものの形状にかかわらず、その行為自体威圧的なものであり、副知事その他職員を委縮させるものである。

齋藤氏の非常に強い叱責や理不尽な言動によって、職員が齋藤氏に付度せざるを得ず、救護室・授乳室を知事の控室にしたり、車両が通行できない範囲に知事公用車を通行させる等、ルールに則った県民本位の職務遂行が叶わなくなっている面があり、極めて深刻な事態が確認できた。

また、強い叱責を受けた当事者本人の就業環境に明らかな影響がなくとも、実際に見聞きしている同僚への心理的負担や組織の閉塞感につながり、適切な職場環境を構築すべき組織のトップの立場の言動としては極めて不適切である。就業環境が不快なものとなったために能力の発揮に重大な悪影響が生じることも当然考えられる。

さらに、職員の証言や提出資料によると、齋藤氏から幹部職員へのチャットの数は膨大なもので時間外や休日問わず頻繁に送られていた。1年間に複数の幹部職員との間で夜間、休日などの業務時間外のチャット数は2,165件と多く、その内容については業務上必要性が認められるものもあるが、夜間や休日に送信しなくても問題ないと思われるものもあった。

もっとも、夜間、休日の送信頻度や「返信不要」などの配慮がないこと、チャットでの反応がない時に関係職員に業務時間外に電話をかける行為もあり、緊急性を要しないにもかかわらず、夜間や休日にクイックレスポンスを求めることは働き方改革が求められる今日において、前時代的な仕事のやり方であると言わざるを得ず、業務の適正な範囲を超えたものであり、返事などしなければならぬ職員は十分に休息が取れないことが思料され、就業環境を害されているといえる。

また、チャットのグループ内で叱責するなど一部の内容については、職員らの過度な精神的負担になっていたと考えられる。

以上のように、知事の言動、行動については、『県民のため』の県政を推進する上で不必要な『知事自身のため』の理不尽な叱責があったことは明白であり、平均的な労働者の感じ方からすると、パワーハラ行為であるとみなされる可能性がある。

なお、パワーハラスメントの定義は（ア）優越的な関係を背景とした言動、（イ）業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、（ウ）労働者の就業環境が害されるものであり、その認定には高度な法的知識を必要とするため認定が困難で

あり、司法の判断に依るべきとの意見もある。

(2) 提言

証言からもあるように、明らかに業務上必要な叱責ではなかったことが認められるが、知事は「業務上必要な範囲で指導や注意をした」との認識を変えていない。業務上必要な範囲ではない、不適切な指導があったということをまずは知事自身が認めることが重要であり、知事は言動を真に改める姿勢を持たなければならない。

一方で、昨年4月4日付けの職員公益通報事案の調査結果及び公益通報委員会の審議等を踏まえ、12月11日に「県民の信頼確保に向けた改善策の実施」の中でハラスメント研修の充実として組織マネジメント力向上特別研修の実施が是正措置として記者発表されており、一定の措置が講じられており、是正する必要があるとの認識が示されていると考えられる。

また、知事、副知事などの特別職を含め管理職等のアンガーマネジメント研修も行い、風通しの良い職場環境が確立できているか定期的に検証する仕組みを取り入れることを提言する。

チャットやメールについては、特に夜間や休日に指示をする際には、緊急性を要する用件のものだけに限り、緊急性がないチャットやメールは送信しないなど取り扱いを定めること。

齋藤氏には、組織の中で影響力の大きい県知事という立場に責任を持ち、自身の言動が組織に及ぼす影響を常に意識するとともに、多様な意見に耳を傾けることで率先して働きやすい職場づくりに努めてもらいたい。

さらに、叱責した職員の意向や人権に配慮しつつ、話し合いや謝罪の機会を作ることを検討するべきである。

IV 公益通報者保護法にかかる調査の内容と結果について

1 委員会としての判断

ア 認められる事実

事実経過

3/20(水)	齋藤氏が当該文書を民間人から入手
3/21(木)	当該文書に関する協議のため、齋藤氏が片山氏、小橋氏、井ノ本氏、原田氏を招集し、片山氏らに文書の作成者や目的を含め、調査するように指示。この際、公益通報者保護の議論はなかった。
3/22(金) ・23(土)	人事当局から元県民局長の公用メール1年分を調べるように指示を受けた担当課長はデータを人事当局に提出。公用メールの調査にあたって本人の同意は得ていない。4月下旬に元県民局長の公用パソコンのファイルの操作ログ3年分も提出した。
3/23(土)	齋藤氏は、片山氏から元県民局長の事情聴取を行うという提案を受け、それを了承。調査については片山氏に一任された。
3/25(月)	片山氏らが元県民局長及び職員2名の聞き取り調査を実施した。片山氏は元県民局長の調査の際、公用パソコンに私物USBがあったが、取り外すように指示し、公用パソコン1台だけを県庁に持ち帰った。なお、職員1名の私物スマートフォンのLINEの調査も行った。元県民局長から人事当局に電話があり、自分単独で作成し、噂話をまとめたもので、周囲の者を巻き込まないよう要請があった。
3/26(火)	元県民局長の退職保留が決まった。
3/27(水)	小橋氏は、齋藤氏に対し、教育委員会ではこのような問題の時には第三者に調査させることが多いと発言。 人事当局の用意した記者会見での想定問答は、内容の詳細については調査が必要なので言えないという説明だったが、齋藤氏はさらに踏み込んで元県民局長が作成した文書について「嘘八百」「元県民局長本人は認めている」と発言。
4/1(月)	人事当局は、県の特別弁護士に、第三者機関やSNSでの当該文書の拡散、公益通報としての取扱いの要否などを相談。 特別弁護士からは、公益通報の手続きがされた段階でいったん判断する必要がある、第三者機関については、費用や時間を要することから内部調査で十分との見解を得る。
4/4(木)	元県民局長が公益通報受付窓口に通報。 人事当局によれば、4/4に元県民局長が公益通報受付窓口に通報した時点で、公益通報の調査結果を待たないと処分はできないと考え、すぐに小橋氏と井ノ本氏に進言し、齋藤氏も了承した。 なお、齋藤氏はこうした進言を受けた記憶がないと否定した。
4/15(月)	齋藤氏は、調査はできるだけ早くしたほうがいいと指示。 人事当局によると、井ノ本氏から公益通報の調査結果を待たずに処分できないか検討を指示されたが、公益通報の結果を待つべきと進言した。 なお、齋藤氏は人事当局に対して公益通報の調査結果を待たずに処分できないかと指示した記憶はないと否定した。
4/17(水)	知事の指示による井ノ本氏と人事当局との元県民局長の処分スケジュールのやりとりは下記の通り。 ・4/24に処分する案の作成を井ノ本氏が指示 ・4/24に処分する案を井ノ本氏に提出し、齋藤氏が了解 ・人事当局が4/24処分案が現実的に無理と判断し、5/17処分案を井ノ本氏に相談。井ノ本氏からは5/10を案1、5/17を案2とする指示があり、齋藤氏は5/10で了解した。
4/24(水)	人事当局によると、井ノ本氏から連休明けの5/7処分案の指示があり、

	弁護士と相談して処分日を5/7に決定した。 井ノ本氏は、人事当局との処分日のやり取りは自分の判断ではなく、知事と話をした上で日程を決めたと証言している。 なお、齋藤氏は5/7処分の決定事項を報告されたと証言している。
5/2(木)	綱紀委員会が開催された。
5/7(火)	元県民局長の処分を公表。

イ 事実に対する評価

1 公益通報者保護法違反について

(1) 外部公益通報

ア 元県民局長は、議員、マスコミ（マスコミに配ったからといって直ちに伝播性が認められることにはならない[奥山参考人]）、警察の特定の者に文書を配布している。

知事は真実相当性が認められないと再三説明をしているが、公益通報に当たるか否かは真実相当性は関係がなく、保護要件にとどまる。

イ 元県民局長の公用メール及び公用パソコンに保存された資料に基づき、クーデターや転覆といった言葉が並んでいたことや、元県民局長作成の人事案や知事を貶める資料があったことなどをもって、文書配布は不正な目的の行為にあたり、公益通報ではないと判断したという証言がある。しかし、当該文書入手（3/20）、協議時点（3/21）ではまだ公用メール及び公用パソコンの調査は行われておらず、時系列としておかしい。仮に公用メール及び公用パソコンの調査も含めて3月22日に作成者の特定を開始したことの正当性を主張するのであれば、公益通報者保護法に基づく指針に定められた「通報者探索防止措置」は事実上意味がなくなり、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政機関がとってよい行為とは考えられない。

なお、人事当局は特別弁護士に相談の上、不正の目的があったと判断したことはないと証言しており、県として不正の目的があったと公に認めていない。また、結城参考人によると、「専ら」公益を図る目的の通報と認められる必要はなく、交渉を有利に進めようとする目的や事業者に対する反感などの目的が併存しているというだけでは、「不正の目的」とは言えず、不正目的の認定は慎重に行う必要があるとしている。

以上のことからすると、今回の調査では、元県民局長が齋藤県政に不満を持っていた事情は窺えるものの、元県民局長は今回の文書作成については後輩職員のためを思い行ったと主張しており、不正な目的であったと断言できる事情はないと考える。

よって、元県民局長の文書は公益通報者保護法上の外部公益通報に当たると考えるべきである。

(2) 体制整備義務違反

公益通報者保護制度を所管する消費者庁は、公益通報者保護法に基づく指針第4の2(1)及び(2)は内部通報した場合に限定せずに、処分等の権限を有する行政機関やその他外部への通報が公益通報となる場合も公益通報者を保護する体制の整備が求められるとしている。

県は、文書の調査をせずに作成者の特定を行っている。県の初動は同法第11条違反と考えられる。

2 行政として取るべき対応

(1) 初動対応

ア 3月21日の協議時点で齋藤氏及び参加者は当該文書を誹謗中傷の文書であると認識しており、公益通報の議論はなかったという証言があることから、初動対応において公益通報に関する認識はなかったと考えられる。そのため、3月22日には作成者の特定のために元県民局長らの公用メールの調査等に着手し、3月25日に作成者を元県民局長と特定、3月27日には知事が記者発表で本人が認めていなかったにもかかわらず事実無根だと認めているような発言のほかにも「公務員失格」と通報者を侮辱するような発言をしている。

しかし、当該文書の内容は全くの事実無根とは言えないため、齋藤氏らは公益通報に該当するかもしれないという前提に立ち、作成者の特定を行う前に、まずは当該文書の内容の調査を行うべきであった。

また、3月27日の会見で県民局長の職を解き、通報者を公表したことは、告発者潰しと捉えられかねない不適切な対応であった。同日に元県民局長から告発文にある内容を精査してから対応して欲しいと片山氏に要請があったが、この時点から内部公益通報としての手続きが必要であった。

イ さらに言えば齋藤氏らは当事者である自分たちだけで当該文書が公益通報に該当するか否かを判断するべきではなかった。それが法令を遵守することは当然のことながら、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政機関がとる立場であると言える。

ウ また、結城参考人によると、公益通報事案については、受付、調査、是正措置等の対応全てを通じ、不利益取扱い、範囲外共有、通報者探索が禁止され、これに違反すると体制整備義務違反状態となるため、調査結果が判明する前にこれらの扱いをすることは許されないし、調査結果が判明し、たとえ通報者の指摘する事実関係が認められなかったとしても、これらの扱いをすることは許されないとしている。加えて、書面調査を実施した高特任教授も同様の認識を示すとともに、告発の対象となった権力者が通報者探しを指示する場合、あるいはそれを承認する場合、その者の責任も厳しく問われるとの見解を示している。

当該文書の当初の調査は、当事者である齋藤氏の指示の下、同じく当事者である片山氏が中心となって行っているが、調査は当事者が関与せずに行うべきであったと考えられる。通常であれば、このような案件の調査は人事課や各部総務課が調査を実施することになるが、今回のような知事及び県幹部が当事者である場合は県以外の第三者に調査を委ねるべきであった。そのことが調査の過程及び結果の客観性・公平性・信頼性を高めることになる。県当局は結果的に第三者委員会を設置することとしたが、本来は元県民局長の処分前に設置し、もし処分をするのであればその調査結果に基づいて処分を行うべきだったと考えられる。

加えて、山口参考人によると、真実相当性の要件は、通報者の通報時点における状況から判断することや通報者の供述内容は、調査主体への信頼感により影響を受けるため誰が調査するのかが重要としている。元県民局長は、県当局の調査に対し、文書の内容を誰から聞いたかについて、単なるうわさ話と話しているが、元県民局長の立場からすれば、文書に記載されている当事者が調査に関わっている限り、情報提供者を守るために真実

を話せなかったと考えられる。

エ 以上のように、県の一連の文書問題に対する初動対応は、公益通報者保護法違反に該当するか否かは別としても、県民の不信感を招く不当なものであったと考える。

(2) 調査方法の問題点

当該文書の作成者の特定はすべきではなかったという判断である。その上で、作成者特定に当たっての今回の調査方法に、今後の県政の信頼回復のために考慮しておく必要がある幾つかの問題点があったと考える。

ア 公用メールの調査について、公用パソコンは県から貸与されたものであり、業務以外の使用は禁じられているものの、そのメール内容の調査はその必要性や方法について慎重に検討を行った上で行うべきである。地裁レベルだが判例でも社内メールの調査が無条件に認められているわけではない。当委員会の調査では、メール調査に当たってのルール及び実施の記録がないことが判明している。これではメール調査を恣意的に実施でき、適正な調査であったかの事後の検証もできないと言わざるを得ない。

イ 私用スマートフォンの内容確認について、今回の調査では任意ではあるが、作成に関与したと疑われた人物のスマホのLINEのやり取りを確認したことが証言と資料から確認されている。これは職員の人権への配慮を欠いた調査であり、しかも、その人物は結果的に当該文書作成に関わっていなかった。このような調査を人事当局が行う可能性があるということは、職員の萎縮、ひいては県政運営への信頼低下を招くものと言わざるを得ない。

(3) 知事の対応

3月27日の記者会見では、齋藤氏は調査の対象者を特定したり、処分を予告すること、さらには「嘘八百」「元県民局長は認めている」とまで踏み込んだ発言を行った。片山氏や人事当局は、「これから調査する」という認識で齋藤氏とも話をしたつもりであったため、その発言に驚いた。この時点においては当該文書の存在は知られておらず、実害も生じておらず、人事当局が予定していた通りの人事異動の発表にとどめておくべきであった。今回の文書問題が大きく取り上げられることになったのは、この記者会見による大きなことを踏まえると、齋藤氏が知事として今後の県政を安定的に運営していくためには、このような部下の進言や意見に真摯に耳を傾ける姿勢が必要であると考えられる。

なお、そのことは第三者による調査の進言、公益通報の結果を待ってから処分を行うことの進言に対する態度についても言える。

(4) 公益通報者保護法に対する齋藤氏や幹部の関わり方について

公益通報者保護法が目指すのは、徹底して不正行為を告発する人々を守り、社会の正義と透明性を維持することが目的であり、兵庫県としては立法趣旨を踏まえ、まずは公益通報に該当する可能性がないかを慎重に検討すべきであったが、初動対応時の齋藤氏や幹部に公益通報の認識がなかったと証言しており、公の立場として大きく思慮に欠ける点があったと言える。

また、齋藤氏は証人尋問や記者会見で何度も法的に問題ないことを主張しているが、行政機関は法律に違反しなければいいのではなく、法律の趣旨を尊重したうえで遵守する姿勢を示すことが重要である。

(5) 文書問題の対応について

齋藤氏は文書問題の対応について、全て適切に対応してきた証言している。

しかし、この度の兵庫県の対応が全国から注目される中、知事や県の幹部の不正を告発すると、権力者が当事者にも関わらず自ら告発内容を否定し、更に通報者を探して公表し、懲戒等の不利益処分等で通報者が潰される事例として受け止められかねない状況にある。そのことが公益通報の抑制に繋がらないか危惧される。公益通報者保護法に違反しているかどうか見解が分かるとはいえ、「組織の長その他幹部からの独立性の確保」や「利益相反の排除」といった原則に則った対応が必要であったと考える。

元県民局長には、退職保留決裁が終わる前に、退職保留が通知されたことも問題がある。

(6) 情報漏洩

井ノ本氏が元県民局長のプライバシー情報を複数の議員に見せていることが聞き取り調査によって明らかになっている（井ノ本氏は証言を拒否）。当該文書の価値を貶めようとする発言を行っていた証言も得られており、露骨な「告発者潰し」と言われても仕方のない行為である。証言からは組織的な行動ではなく、井ノ本氏単独の行為と思われるが、この行為は公益通報者保護法に基づく指針第4の2(2)「範囲外共有の防止に関する措置」に反する問題にとどまらず、そもそも地方公務員法の守秘義務違反、さらには県における個人情報管理の問題であると言える。齋藤氏は知事として井ノ本氏に対する厳正な処分を行うべきである。告発者である元県民局長を貶めることによって、当該文書の信頼性を毀損しようとしたことは明白であり、地方公務員法違反を否定できる要素は皆無に等しい。この漏洩問題についての背景や関係者等を明らかにする必要がある。

(7) まとめ

以上のように、一連の県の文書問題に対する対応には大きな問題があったと言わざるを得ない。

また、井ノ本氏による元県民局長のプライバシー情報の漏洩問題は、公益通報者保護法に反する問題にとどまらず、県組織としてのガバナンス、マネジメントが適正に行われているのかという疑問を抱く。この問題への対応に関しては、元県民局長への処分と比較し、あまりにも大きく異なっている。

なお、下記の意見もある。

令和7年2月4日付配布の、中央大学法科大学院教授の野村修也弁護士の提出された意見書を全面的に採用する。

通報対象事実として認定される可能性があるものは⑥パレード寄附のキックバックであり、真実相当性があるとは言いが、最終的な評価は司法が行うべきである。

本件において齋藤氏は県の特別弁護士に相談し5月の懲戒処分に法的問題はないとの見解を得ている。一般に法的判断について専門家の意見を徴収した場合には、その内容が明らかに不合理でない限り、専門家の判断に従った行為者は免責を主張できるという信頼の原則がある。従って仮に⑥が保護されるべき3号通報であったにもかかわらず不利益処分を行ったと評価される

ことがあっても、齋藤氏個人は信頼の原則を主張することで違法行為の認定を免れることになる。

また、本件文書を客観的に見た場合、そのほとんどが公益通報に該当しない事柄であると同時に、人格を攻撃するような文言が並んでいたのだから、本件は、客観資料から「公益通報」該当性について強い疑念が生じているケースだったと評価できる。しかも、それを判定する手段が通報者の探索以外に残されていなかったのであるからこうした観点からも、通報者の探索を行ったことは「やむを得なかった」と言わざるを得ない。

以上の考察から明らかなように、本件において齋藤氏らが通報者の探索を行ったことについては違法であったとまでは断定できない。

4 提言

法令を遵守するだけでなく、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政機関が、公益通報の認識もなく、また、後になって公益通報に該当しないから問題ないと主張して懲戒処分まで行ったことは大変遺憾であり、県当局は責任の重さを痛感すべきである。

今後は、県行政・県組織の不正行為や違法行為に関する告発に対しては、常に公益通報の可能性を念頭に対応することが求められ、知事を含めた幹部が公益通報者保護法に対する理解を深める機会を定期的に設けることが不可欠である。体制整備に関しては、指針第4に掲げる内部公益通報対応体制の整備は当然のことながら、外部公益通報に対応できる体制づくりを進める必要がある。あわせて、告発の調査に当事者は関与しないこと、通報者探索及び範囲外共有等を行わないことの明確化が必要である。

今後、受付段階、調査段階、是正措置等において、告発者の不利益処分が行われていないか、第三者による常設の検証機関の設置が必要。知事、副知事をはじめ組織の長は、就任にあたり、公益通報者保護法及び個人情報保護法に関する研修を受講するなどして、法の趣旨や責務を改めて認識することが重要である。今回の文書問題を機に、公益通報者保護に関する先進県としての立場を確立することが求められる。

また、不正調査等で必要な場合もあるため、メール調査そのものを否定はしないが、その判断基準の整備及び調査実施記録の作成・保存を今後は行うべきである。そのことによって、今回のような疑念を持たれるメール調査を防ぐとともに、事後的な検証が可能となる。職員の私用スマートフォン等の調査についても、今後一切行わないよう県当局として宣言する必要がある。

そもそも公益通報者の探索は許されず、また不当な調査に基づく処分がなされており、当人の名誉を回復するために、当該文書にかかる不利益処分を撤回し、告発者の地位回復をおこなうこと。

さらに、綱紀委員会の運営は当事者が関わることのないよう、一定のルールを設けるべきである。

井ノ本氏による元県民局長のプライバシー情報の漏洩については、現在、第三者（弁護士）による調査が進められているが、調査結果は速やかに公表するとともに、県として刑事告発も含め、適切かつ早急な対応を求める。

最後に、知事は周囲の進言や意見に真摯に耳を傾ける姿勢を持つ必要があり、県職員が上層部へ必要な進言を行うことを躊躇しない組織風土を醸成するとともに、兵庫県のリーダーとして共感やいたわりの姿勢をもち、透明性

のある兵庫県政の確立に努めるべきである。

なお、下記の意見もある。

公益通報者保護法に基づく指針第4の2「公益通報者を保護する体制の整備」に関する部分が必ずしも十分な検討を経ないまま性急に制定されたことが法令のゆがみを生んでおり、これが事業者の公益通報者保護法への対応を難しいものになっているため、消費者庁に対して、よりわかりやすい法体系に修正するよう求めていくこと。

また、違法であったと断定することはできない事象であったが、通報者の探索については、より慎重に対応をとること。

V 総括

VI 総括的提言

12	兵庫県知事 齋藤 元彦	⑧信用金庫からの寄付について	8/2
13	兵庫県知事 齋藤 元彦	優勝パレード実施のための寄附企業一覧	8/2
14	兵庫県知事 齋藤 元彦	齋藤知事個人が受け取った物品一覧表 (知事に作成を求める)	不存 在
15	兵庫県知事 齋藤 元彦	齋藤知事が兵庫県として受け取った物品一覧表 ※秘書課が作成したもので可	8/2
16	兵庫県知事 齋藤 元彦	処分規定、過去の懲戒処分状況(5年分)	8/2
17	兵庫県知事 齋藤 元彦	令和6年7月5日の元県民局長と人事当局との接触記録(誰が、元県民局長とどのような内容をやりとりしたか分かる資料)	8/2
18	兵庫県知事 齋藤 元彦	●●●●●●●●●●が●●●●●●から受け取ったコーヒーメーカーやトースター等について、齋藤知事が受け取るのはやめておこうと秘書課に返却を指示したとされる日時等が分かる資料	8/16
19	兵庫県知事職務代理者 副知事 服部 洋平	令和4年度および令和5年度の知事と各部長との業務用チャットの内容と送付した時間が分かる資料	11/14
20	兵庫県知事 齋藤 元彦	令和5年度東播磨地域づくり懇話会(令和5年11月28日開催)に係る知事公用車の考古博物館への到着予定時間と、懇話会終了後の出発予定時間などが分かるタイムスケジュール表	8/16
21	兵庫県知事 齋藤 元彦	令和5年度東播磨地域づくり懇話会(令和5年11月28日開催)に係る知事公用車の考古博物館への実際の到着時間と到着場所及び出発時間と出発場所	8/16
22	兵庫県知事 齋藤 元彦	令和5年12月補正予算で計上された伴走支援を受けた金融機関への補助の起案文書及び副知事の指示で4億円に増額された内容、理由、指示内容、日付、決裁権者等がわかる文書(決裁文書、査定資料(注)等) (注) 査定資料は各段階(財政課長、財務部長、副知事、知事)のもの。指示事項がわかる資料を添付すること	8/16
23	兵庫県知事 齋藤 元彦	金融機関から阪神オリックス優勝パレードの寄付金額、寄付日がわかる資料	8/16
24	兵庫県知事	人事課が調査した元県民局長のプライ	不存

	齋藤 元彦	バシー情報の管理簿等、管理方法、管理状況がわかる資料 (●●●●等の持ち出し状況(日付など)がわかる資料)	在
25	●●●●● ●●●●● ●●●●●	令和5年8月に●●●●●から●●●●● ●●●●●に対して提供されたコーヒーマー メーカー及びトースターの配送記録(電子 記録を含む)	8/16
26	●●●●● ●●●●● ●●●●●	令和5年8月に●●●●●から●●●●● ●●●●●に対して提供されたコーヒーマー メーカー及びトースターの品番、製造年月 日、識別番号がわかるもの	8/16
27	●●●●● ●●●●● ●●●●●	令和6年3月に●●●●●から●●● ●●●●●に対して返却があったコーヒーマー メーカー及びトースターの品番、製造年 月日、識別番号がわかるもの	8/16
28	兵庫県知事 齋藤 元彦	2024年5月7日、齋藤知事が●●●●●を 処分した際の意味決定文書資料	9/2
29	兵庫県知事 齋藤 元彦	2024年4月19日15時から17時までの 2号館7階及び10階、3号館3階、4階 及び5階の防犯カメラ映像資料	不存 在
30	兵庫県知事 齋藤 元彦	2024年5月2日に開催された綱紀委員 会において答弁した県の特別弁護士以 外の弁護士に関する下記資料・当該弁護 士のプロフィール資料・当該弁護士から の意見内容がわかる資料・当該弁護士に 相談料等を支払っている場合はその支 払書類一式	不存 在
31	兵庫県知事 齋藤 元彦	阪神・オリックス優勝パレードに関 する兵庫県と大阪府との協議(オンライ ン協議含む)に関する資料(出席者、会 議資料、会議録等)	9/27
32	兵庫県知事 齋藤 元彦	阪神・オリックス優勝パレードにかか る事業の企画運營業務委託者である●● ●●●●●との協議内容がわかる議事 録、メモなど記録すべて(オンライン会 議含む)	9/27
33	兵庫県知事 齋藤 元彦	人事課が元県民局長作成の文書の内部 調査に当たって作成した下記の3文書・ 調査実施結果(R6.3.25)※元県民局長、 ●●●●●、●●●●● 3名に係るも の・告発文書配布先への確認状況・庁内 調査手順(R6.3.25)	9/2
34	兵庫県知事	秘書課が確認した知事が自宅へ持ち帰	不存

		前の文書)	
48	兵庫県知事 齋藤 元彦	3/27 の知事の記者会見に際して、人事課 が作成した想定問答	9/2
49	兵庫県知事 齋藤 元彦	3/27 の知事の記者会見に際して「県民局 長が異動になった理由」について知事が 作成し、人事当局に渡されたメモ	9/17
50	兵庫県知事 齋藤 元彦	3 月 25、26 日に告発者と●●●●●が電 話などでやりとりした会話内容が分か る音声データまたは記録資料	9/17
51	兵庫県知事 齋藤 元彦	●●●●● (●●●●●●●) を調査 (私用 スマホ (SNS 等) を含む) した際の音声 データ	9/17
52	兵庫県知事 齋藤 元彦	公益通報を行った元県民局長の処分を 見送るよう●●や●●●●●に進言した 際の説明資料	9/17
53	兵庫県知事 齋藤 元彦	元県民局長の告発文書が公益通報者保 護法による保護対象に当たらないと特 別弁護士 (●●●●●) が判断に使用し た資料	9/17
54	兵庫県知事 齋藤 元彦	告発文書について相談料を支払い相談 した●●●●●弁護士からの回答成果物一式	9/17
55	兵庫県知事 齋藤 元彦	5 月 2 日の綱紀委員会に提出された資 料	9/24
56	兵庫県知事 齋藤 元彦	3 月 27 日の知事の会見前の人事課の会 見内容、議事録	9/24
57	兵庫県知事 齋藤 元彦	知事が令和 4 年 10 月 14 日に●●●●● ●●●●●を視察したことについて人事課が 調査した結果が分かる資料	9/24
58	兵庫県知事 齋藤 元彦	3 月に人事当局が第三者による委員会 等を設置して調査を行うことを検討し たことに関する資料	9/24
59	兵庫県知事 齋藤 元彦	●●●●●●●●●の配偶者の人事異動に かかる検討資料	9/24
60	兵庫県知事 齋藤 元彦	●●●●●●●●●が陪席した 5 月 7 日の懲戒 処分会見の議事録	9/24
61	兵庫県知事 齋藤 元彦	3 月 20 日以降の人事課から●●●●● ●●●●●への元県民局長の文書問題にか かる相談内容が分かる資料	9/24
62	兵庫県知事 齋藤 元彦	●●●●●●●●●へメールで懲戒処分及び公 益通報にかかる法的見解を確認した資 料	9/24
63	兵庫県知事職務代理者 副知事 服部 洋平	公益通報者保護法違反とする奥山教授 や山口弁護士の指摘、法解釈に対する県 としての反論文書 (9/6 伊藤委員の質問	10/24

① 五百旗頭真理事長ご逝去に至る経緯について

	認められる事実	事実に対する評価	提言
統合案	<p>② について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここ1年の間に、五百旗頭理事長は齋藤氏に会う機会はほとんどなく、創造的復興サミットについても何も聞かされていないようであった。 ・齋藤氏や県幹部との関係に溝があったかどうか、また、齋藤氏が井戸嫌い、年長者嫌い、文化学術系嫌いかどうかということは確認できなかった。 <p>③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証言、提出資料等によると、2月29日午後5時頃、片山氏が五百旗頭理事長を訪ね、21世紀研究機構の見直しについて説明した。内容は、(ア)五百旗頭理事長の再任依頼、(イ)副理事長職の整理(〇〇氏、〇〇氏の副理事長退任により現行の副理事長4人体制から2人体制とする)、(ウ)センター長の取扱い(〇〇氏は人と防災未来センター長留任、〇〇氏は研究戦略センター長退任)についてであり、このことは、事前に片山氏から齋藤氏に説明し、齋藤氏も了承していた。 <p>⑤について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五百旗頭理事長が、今回の副理事長職の削減について立腹して眠れなかったと言っていた。 <p>⑥について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元県民局長の陳述書には、片山氏からの副理事長解任の話が五百旗頭理事長の命を縮めた、というのは憶測としている。 <p>なお、上記②⑤⑥について下記の意見もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここ1年の間に、五百旗頭理事長は齋藤氏に会う機会はほとんどなく、創造的復興サミットについても何も聞かされていないようであるという証言があったが、事実として確認はできなかった。 ・五百旗頭理事長が、今回の副理事長職の削減について立腹していたとの証言があったが、事実として確認はできなかった。 	<p>1 元県民局長の当該文書の記載内容について</p> <p>元県民局長は、五百旗頭理事長から直接相談をされた職員の話をもとに、文書の本項目を作成しており、その内容については、同職員の証言と概ね一致しているため、齋藤氏の了解を取った片山氏が副理事長解任の通告をしたこと、副理事長解任について五百旗頭理事長が立腹していたこと等、告発文書には一定の事実が記載されているものと考えられる。</p> <p>一方で、元県民局長の陳述書にも記載があるとおり、面談日等の日にちの聞き間違いによる記載誤りや、五百旗頭理事長が亡くなられた要因は憶測である旨については、元県民局長も認めている。</p> <p>五百旗頭理事長と齋藤氏の関係性については、阪神・淡路大震災から30年の節目を控えている中において、県の創造的復興に長年尽力されてきた五百旗頭理事長との面談機会を齋藤氏が持たなかったことから、五百旗頭理事長と齋藤氏が疎遠だったことをうかがわせる。</p> <p>文書中の「井戸嫌い、年長者嫌い、文化学術系嫌いである」については、陳述書には、主に伝聞をもとにしたとされる21世紀研究機構以外における具体的な例も記載されているが、それらについては証言を得られていないため、この記載の部分は、このことだけで事実であることは確認できていない。しかし、震災30周年となる重要な時期を直前に、これまで本県の創造的復興に大変貢献されてきた両副理事長を相談等もなく解任しようとしたことは決して丁寧な対応とは言えない。</p> <p>「五百旗頭先生と井戸前知事に対する嫌がらせ以外の何もものでもありません」についても、両副理事長を相談等もなく解任することが、そのように受け止められる可能性はある。</p> <p>元県民局長が陳述書で「憶測」と認めているように、片山氏からの副理事長解任の話が五百旗頭理事長の命を縮めたとは言いがたい。ただ、副理事長解任の話で立腹され、眠れなかったとおっしゃっていたとの証言から、立腹するほどの大きな心理的ストレスを与えたことは推察できる。</p> <p>以上より、文書の記載内容については、信頼できる情報源に基づいており、一定の部分が事実と言えるが、一部で事実誤認、憶測、疑いにとどまるものも含まれていると言える。</p> <p>2 団体の人事への県の関与について</p> <p>21世紀研究機構の定款には、役員の選任について、第24条第1項に「理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する」、第2項に「理事長、副理事長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する」と定められていることから、副理事長の選任は、評議員会、理事会の決議をもって決定されるものである。片山氏は、五百旗頭理事長と面談した令和6年2月29日時点では、同機構の評議員ではあったが、証言や提出資料から、片山氏は評議員の立場としてではなく兵庫県副知事の立場として訪問し、外郭団体の見直しの一環として副理事長解任の通告を行っている。</p> <p>特に今回対象となった副理事長は、県職員や県職員OBではなく、本県の創造的復興に大変貢献してきた外部有識者であるため、仮に震災30年を前にしたタイミングで役職を整理するのであれば、なおさら今回のような副知事による通告は大変失礼な行動であることは自明であり、まずは知事自らが理事長に相談する等、より丁寧な対応が必要であったと考えられる。今回は、震災30年関連事業があるにもかかわらず、組織再編や人員削減を急いだ感が拭えない。</p> <p>また、同機構の成り立ちとこれまでの4人の副理事長体制で運営されてきたことを踏まえ、震災30周年を前にして突然、副理事長2人体制にすることについて、合理的理由を見出せない。</p> <p>なお、憶測・伝聞による誹謗中傷を含む内容、あるいは全体的に推測が多く、事実として認定するのは難しいとの意見もある。</p>	<p>知事当局に以下のことを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県関連団体の人事制度についてのルール明確化、運用の透明化を図ると同時に団体との丁寧なコミュニケーションに努めること。 ・公社や外郭団体の再編や人員削減においては、憶測や不信感が生まれないよう、対象団体の状況を公平公正に判断し、当事者をはじめ関係者に十分理解いただくよう努めること。特に、今回対象となった副理事長は、本県の創造的復興に貢献してこられた外部有識者であるため、仮に震災30周年前のタイミングで役職を整理しなければいけない状況であれば、まずは知事自らが理事長に相談する等、より丁寧な対応を心がける姿勢が求められる。

《凡例》	
自民	黒
維新	茶
公明	赤
県民	緑
共産	水色
無所属	オレンジ
委員長	黄色網掛け

② 令和3年の知事選挙における県職員の事前選挙活動について

	認められる事実	事実に対する評価	提言
統合案	<p>①について、〇〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇氏が令和3年の知事選に際しての投票依頼などの事前運動や選挙公約の作成に関わったということ、〇氏が他の自治体職員を恫喝したということは確認できなかった。</p> <p>②について、〇〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇氏については昇任が早かった者もいるが、論功行賞によって昇任がトントン拍子だったということは確認できなかった。</p>	<p>令和3年の知事選挙における県職員の事前選挙活動等について、〇〇氏、〇〇〇氏、〇〇氏、〇氏のいずれも事前選挙活動等を手伝ったことを否定している。</p> <p>また、4氏がいずれも県重要施策の重要ポストに就任していること、なおかつ、短期日で昇任していることが認められる者がいることからの推測による記載と思われるが、知事選挙を手伝ったことによる論功行賞があったということについては、知事選挙前、すでに〇〇氏は県民センター長、〇〇〇氏は本庁次長級となっており、「トントン拍子に昇任」とまで言えるかどうかはわからない。〇〇氏の部長級への昇任、〇氏の次長級への昇任が早かったことは事実であるが、論功行賞によるものという証言は確認できなかった。したがって、この件にかかる「論功行賞」や「人事のルール無視」といった文書の記載内容を裏付ける証言は得られなかった。</p> <p>なお、文書に名前が出てくる職員の違法行為は認められず、憶測による誹謗中傷を含む内容であるとするとの意見もある。</p>	<p>特になし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>《凡例》</p> <p>自民 黒</p> <p>維新 茶</p> <p>公明 赤</p> <p>県民 緑</p> <p>共産 水色</p> <p>無所属 オレンジ</p> <p>委員長 黄色網掛け</p> </div>

③ 次回知事選挙に向けた投票依頼について

	認められる事実	事実に対する評価	提言
統合案	<p>令和6年2月（令和5年度下半期）に齋藤氏が、齋藤カラーをある程度出せたということで、経済団体の商工会・商工会議所を令和6年度当初予算概要や経営指導員見直しの説明のため訪問し、それに〇〇氏が随行していたことは確認できたが、次回知事選挙時の齋藤氏への投票依頼であったかは確認できなかった。</p>	<p>〇〇氏は商工会・商工会議所の訪問は令和6年度当初予算等の説明であるとして、投票の依頼を目的としたものであることを否定している。この件にかかる文書の記載内容（公職選挙法違反、地方公務員法違反）を裏付ける証言等は確認できなかった。</p> <p>なお、齋藤氏及び〇〇氏の違法行為は認められず、憶測・伝聞による誹謗中傷を含む内容であるとの意見もある。</p>	<p>特になし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>《凡例》</p> <p>自民 黒</p> <p>維新 茶</p> <p>公明 赤</p> <p>県民 緑</p> <p>共産 水色</p> <p>無所属 オレンジ</p> <p>委員長 黄色網掛け</p> </div>

<p>なお、③④⑥については下記の意見もある。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 齋藤氏が個人として市川町からアイアンクラブをもらったことは確認できず、また地方交付税の算定などに見返りを行った事実やX氏が齋藤氏から冷遇されている事実は確認できなかった。・ 齋藤氏がスポーツウェアをスポーツメーカーから無償貸与されていたが、特定企業との癒着は確認できなかった。・ 土産の多くは齋藤氏が持ち帰っているが、自宅に贈答品が山のようには積まれているといったことは確認できなかった。		
--	--	--

⑤ 知事の政治資金パーティー実施にかかるパーティー券の購入依頼について

	認められる事実	事実に対する評価	提言
統合案	<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年7月の齋藤氏の政治資金パーティー実施のために、パーティーの運営やパーティー券販売を齋藤氏は片山氏へ依頼したことは事実だが、県下の商工会議所、商工会に対して経営指導員の定数削減を仄めかせて圧力をかけたという事実は確認できなかった。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> 県信用保証協会幹部は片山氏の指示のもと、片山氏がお願いした全18商工会議所等へ政治資金パーティー実施のために名簿を集めに行っており、その際に信用保証協会の名刺を差し出していた。 商工会議所訪問の際、「できる範囲で購入をお願いします」とパーティー券購入を依頼した。 片山氏から県職員OBが齋藤氏の後援活動の責任者を依頼され、交換条件として異例の抜擢をされたという事実は確認できなかった。 <p>なお、②について下記の意見もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県信用保証協会幹部は片山氏の指示のもと、商工会議所等へ政治資金パーティー実施のために名簿を集めに行っており、その際に信用保証協会の名刺を差し出していたが、保証業務を背景とした購入依頼は確認できなかった。 特定企業への利益供与は確認できなかった。 	<p>令和5年7月の齋藤氏の政治資金パーティーについて、パーティーの運営やパーティー券販売を片山氏へ依頼したこと、片山氏が〇〇氏はじめ県信用保証協会幹部に、政治資金パーティー実施のために商工会議所等へ名簿を取りに行かせたこと等は確認できたが、商工会議所や商工会に対して経営指導員の定数削減を圧力にパーティー券を購入させたという事実は確認できず、文書に記載の該当箇所は事実誤認の可能性もある。</p> <p>次に、信用保証協会幹部によるパーティー券購入依頼については、幹部が信用保証協会の名刺を差し出し、「できる範囲で購入をお願いします」と商工会議所側に依頼している。名簿を受け取りに行く際に、私用車の使用と休暇を取得していることには一定の認識があると思われる半面、面談の際に信用保証協会の名刺を差し出していることに対しては、経済界に影響のある信用保証協会幹部という立場を踏まえると、商工会議所は事実上、信用保証協会の幹部からの申し出を断りにくいという側面も容易に想像できる。</p> <p>さらに、片山氏が信用保証協会幹部に、県職員OBが理事長などにいるからといって、安易に政治資金パーティーのチラシ配布先名簿の収集を依頼したことは、個人に対するものとの証言があったが、相手方へ信用保証協会の身分を示したうえで、商工会議所と接触している以上、これら一連の行為は不適切である。り、保証業務を背景としたパーティー券購入依頼があったと受け取られる可能性は否定できない。</p> <p>〇〇氏が「OBとして活動しているので問題ないと思っていたが、信用保証協会理事長という立場では軽率だった」と認めているように、経済界に影響のある立場を利用して疑念を抱かれる行動をとっていたことは否めない。</p> <p>一方、これら政治資金パーティーへの協力により、人事面での厚遇を得たという事実や「なにがしかの利益供与」は確認できなかった。</p> <p>以上のことから、文書の内容には一部で事実誤認や憶測も含まれているが、一定の事実が記載されており、虚偽の内容とまでは言えない。</p> <p>なお、下記の意見もある。</p> <p>ボランティアとしてパーティー券の販売に関与するなかで、自家用車を使うなどボランティアで行っていたことが推認できる事実はあるものの、信用保証協会の名刺を手渡すなど配慮に欠ける部分があった。信用保証業務を背景としたパーティー券の販売については否定されており違法行為はなかった。</p>	<p>知事当局に以下のことを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政治資金パーティーの購入依頼にあたっては片山氏から県職員OBを頼っているが、結果的に県職員OBが外郭団体等の幹部の立場を利用していると疑われることがないよう、知事選挙に関する県職員OBを対象としたルールづくりが必要である。 知事選挙に関して、選挙前から法令順守、コンプライアンスの徹底は当然だが、政治資金パーティーについては、後援会活動として明確に立場を区別して行うことが必要である。 県関連団体の倫理規定は一般職を対象としているが、役員も含めた政治活動や選挙活動に関わる倫理規定等を定めること。 <p>なお、今後ボランティアでのパーティー券販売においては、個人としての名刺を手渡すなど違法行為と疑念を抱かれないようより一層の配慮を行うことを求めるとの意見もある。</p>

《凡例》	
自民	黒
維新	茶
公明	赤
県民	緑
共産	水色
無所属	オレンジ
委員長	黄色網掛け

⑦ 知事のパワーハラスメントについて

	認められる事実	事実に対する評価	提言
統 合 案	知事のパワーハラスメントについて	<p>齋藤氏が、執務室や出張先で職員に強い叱責をしたことは事実と評価でき、文書内容は概ね事実であったと言える。</p> <p>齋藤氏が「業務上必要な範囲で指導や注意をした」との証言に対して、叱責を受けた側の証言では、事情を確認されることなく「社会通念上必要な範囲とは思わなかった」「指導として必要のない行為」「理不尽な叱責だった」、「県職員になってこれまでにないというぐらいの叱責を受け」や、「県庁職員の生活の中で、机をたたいて怒鳴られたというようなことが初めてだった」、他の職員がいる前で「頭が真っ白になるほどの叱責」、さらに「異動させられるという予感のもと実際に1年で異動させられ理不尽と感じた」等の証言があった。こういった証言を踏まえると、パワハラ定義である「①優越的な関係に基づいて（優位性を背景に）行われること、②業務の適正な範囲を超えて行われること、③身体的若しくは精神的な苦痛を与えること又は就業環境を害すること」の全てに相当する可能性があり、パワハラに近い不適切な叱責があったと言わざるを得ない。また、齋藤氏から「社会通念上の度を越えていたことはないという意味で、暴行罪であったりとか、そういった意味での行動はしていない」との証言があったが、暴行罪にあたらぬからといって社会通念上の度を越えていないということにはならず、法令を遵守することが求められ、規範を示す立場である行政のトップとして信じがたい発言であり、パワハラに対する規範意識が低いと感じざるを得ない。</p> <p>県事業がテレビで取り上げられた件であるが、県の事業は膨大にあるため、テレビで知事の知らないことが取り上げられることもあり、「聞いていない」ことを理由に職員を叱責することは妥当性を欠いた行為である。仮に叱責することがあるとすれば、テレビでの県職員の説明に大きな過失があり、県に損害を生じさせる恐れがあった場合などである。</p> <p>知事協議の際の叱責の件であるが、部局の説明をよく聞いていない、あるいは聞いていても失念していると思われる事業に対して、全く知らないということで、説明する機会も与えずに「聞いていない」と叱責するとの証言が複数あったことから、事業への関心の度合によって、理解度に差が生じていると思われる。また、部局の説明時に齋藤氏は別のことをしているなどで説明を真剣に聞いていないと感じたとの証言があったことも踏まえ、どの事業も同じ目線で担当課の説明を聞くという姿勢が欠けており、県政推進のトップである知事としての対応に疑問が残る。</p> <p>考古博物館で20m歩かされた件に関連して、齋藤氏の発言からロジを重要視していることは理解できる一方で、齋藤氏自身が朝の予定時間によく遅れてくる、またその際に謝らないこともあるとの証言もあることから、部下には高い水準を課しながら、自分はその基準を守らず特別扱いとする態度は、公平性と信頼を損なう言動であり、本来は模範となるべき知事取る言動ではない。また、齋藤氏は車から降りるなり、対応した職員に対し、車止めをしている理由を聞くこともなく、大声で叱責をしている。職員からすれば、車止めを入り口から20m離れたところに設置したことは会場施設のルール上やむを得ないものであり、車止めを認識した後も強い叱責することは不合理であり、極めて理不尽な叱責である。</p> <p>叱責の際に付箋を投げる行為は、知事という県のトップであるという立場等に鑑みると、投げたものの形状にかかわらず、その行為自体威圧的なものであり、副知事その他職員を委縮させるものである。齋藤氏の非常に強い叱責や理不尽な言動によって、職員が齋藤氏に付度せざるを得ず、救護室・授乳室を知事の控室にしたり、車両が通行できない範囲に知事公用車を通行させる等、ルールに則った県民本位の職務遂行が叶わなくなっている面があり、極めて深刻な事態が確認できた。</p> <p>また、強い叱責を受けた当事者本人の就業環境に明らかな影響がなくとも、実際に見聞きしている同僚への心理的負担や組織の閉塞感につながり、適切な職場環境を構築すべき組織のトップの立場の言動としては極めて不適切である。就業環境が不快なものとなったために能力の発揮に重大な悪影響が生じることも当然考えられる。</p> <p>さらに、職員の証言や提出資料によると、齋藤氏から幹部職員へのチャットの数は膨大なもので時間外や休日問わず頻繁に送られていた。1年間に複数の幹部職員との間で夜間、休日などの業務時間外のチャット数は2,165件とは多く、その内容については業務上必要性が認められるものもあるが、夜間や休日に送信しなくても問題ないと思われるものもあった。もっとも、夜間、休日の送信頻度や「返信不要」などの配慮がないこと、チャットでの反応がない時に関係職員に業務時間外に電話をかける行為もあり、緊急性を要しないにもかかわらず、夜間や休日にクイックレスポンスを求めることは働き方改革が求められる今日において、前時代的な仕事のやり方であると言わざるを得ず、業務の適正な範囲を超えたものであり、返事などしなければならぬ職員は十分に休息が取れないことは思料され、就業環境を害されているといえる。また、チャットのグループ内で叱責するなど一部の内容については、職員らの過度な精神的負担になっていたと考えられる。</p> <p>以上のように、知事の言動、行動については、『県民のため』の県政を推進する上で不必要な『知事自身のため』の理不尽な叱責があったことは明白であり、平均的な労働者の感じ方からすると、パワハラ行</p>	<p>証言からもあるように、明らかに業務上必要な叱責ではなかったことが認められるが、知事は「業務上必要な範囲で指導や注意をした」との認識を変えていない。業務上必要な範囲ではない、不適切な指導があったということをまずは知事自身が認めることが重要であり、知事は言動を真に改める姿勢を持たなければならぬ。</p> <p>一方で、昨年4月4日付けの職員公益通報事案の調査結果及び公益通報委員会の審議等を踏まえ、12月11日に「県民の信頼確保に向けた改善策の実施」の中でハラスメント研修の充実として組織マネジメント力向上特別研修の実施が是正措置として発表されており、一定の措置が講じられており、是正する必要があるとの認識が示されていると考えられる。</p> <p>また、知事、副知事などの特別職を含め管理職等のアンガーマネジメント研修も行き、風通しの良い職場環境が確立できているか定期的に検証する仕組みを取り入れることを提言する。</p> <p>チャットやメールについては、特に夜間や休日に指示をする際には、緊急性を要する用件のものに限り、緊急性がないチャットやメールは送信しないなど取り扱いを定めること。</p> <p>齋藤氏には、組織の中で影響力の大きい県知事という立場に責任を持ち、自身の言動が組織に及ぼす影響を常に意識するとともに、多様な意見に耳を傾けることで率先して働きやすい職場づくりに努めてもらいたい。</p> <p>さらに、叱責した職員の意向や人権に配慮しつつ、話し合いや謝罪の機会を作ることを検討するべきである。</p>
	<p>⑦ 齋藤氏は、令和3年9月頃、朝刊に載っていた尼崎のフェニックス用地に万博資材の運搬拠点を設ける方針を固めたという記事について、「こんな話は聞いていない」と机をたたきながら声を荒げて怒った。</p> <p>⑧ 令和5年5月、施設の開設について、知事に説明したところ、「こんな話聞いていない」と知事から叱責があり、令和5年当初予算の記者発表資料を見せたところ、「これで知事が知っていると思うなよ」ということで強い叱責が再びあり、開所式のスケジュールを変えざるをえなくなった。</p> <p>⑨ 齋藤氏は、令和4年10月のイベントで、更衣室に知らない男性がいたため驚いて、事前に確認して更衣室を用意しておくべきだったのではないかと職員に注意した。</p> <p>⑩ 齋藤氏は、〇〇氏に対し、令和5年11月の東播磨地域づくり懇話会において、エントランスにつながる通路の車止めの手前で知事公用車が停車して知事が降りてきた時に、「なんでこんなところに車止めを置いたままにしているんや」と怒鳴った。〇〇氏は、非常に強い叱責のため頭の中が真っ白になった状態で車止めを移動させた。齋藤氏は、〇〇氏が車止めを移動させた後も非常に強い叱責をした。〇〇氏自身、社会通念上、業務に必要な範囲の指導とは思わず、理不尽な叱責を受けたと感じた。その後、齋藤氏は会場を後にする際、〇〇氏に対し、謝罪やねぎらいはなかった。</p> <p>⑪ 齋藤氏は、片山氏に対し、令和6年3月上旬頃、県立大学の無償化の国会議員等への根回しに、すぐ動くようにと言われたことを忘れていたことに怒り、アクリル板に向けて付箋を投げた。</p> <p>⑫ 齋藤氏は、所管課長に対し、令和5年1月の知事協議の際に、政調会資料に記載のあった所管事業が朝刊に載っていた記事を見て、「大阪府と連携すると書いてある。これ聞いてへん。この事業は知事直轄なんだから勝手にやるな」と、かなり厳しい口調で叱責し、「やり直し」と所管課長を知事室から退室させた。所管課長は再度、齋藤氏に説明しようとして何度も秘書課に伝えたが、説明できなかった。所管課長は1年で異動した。</p> <p>⑬ 齋藤氏は、2023年度、複数の幹部職員との間で、全部で4,885件のチャットのやり取りをし、そのうち約44%の2,165件が夜間や休日に送られた。</p>	<p>一方、昨年4月4日付けの職員公益通報事案の調査結果及び公益通報委員会の審議等を踏まえ、12月11日に「県民の信頼確保に向けた改善策の実施」の中でハラスメント研修の充実として組織マネジメント力向上特別研修の実施が是正措置として発表されており、一定の措置が講じられており、是正する必要があるとの認識が示されていると考えられる。</p>	

《凡例》	
自民	黒
維新	茶
公明	赤
県民	緑
共産	水色
無所属	オレンジ
委員長	黄色網掛け

		<p>為であるとみなされる可能性がある。</p> <p>なお、パワーハラスメントの定義は（ア）優越的な関係を背景とした言動、（イ）業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、（ウ）労働者の就業環境が害されるものであり、その認定には高度な法的知識を必要とするため認定が困難であり、司法の判断に依るべきとの意見もある。</p>	
--	--	--	--

⑧ 公益通報者保護法について

ア 認められる事実 事実経過

3/25(月)	片山氏らが元県民局長及び職員2名の聞き取り調査を実施した。片山氏は元県民局長の調査の際、公用パソコンに私物USBがあったが、取り外すように指示し、公用パソコン1台だけを県庁に持ち帰った。なお、職員1名の私物スマートフォンのLINEの調査も行った。元県民局長から人事当局に電話があり、自分単独で作成し、噂話をまとめたもので、周囲の者を巻き込まないよう要請があった。
---------	---

	事実に対する評価	提言
統合案	<p>1 公益通報者保護法違反について</p> <p>(1)外部公益通報</p> <p>ア ④元県民局長は、議員、マスコミ（マスコミに配ったからといって直ちに伝播性が認められることにはならない[奥山参考人]）、警察の特定の者に文書を配布している。</p> <p>知事は真実相当性が認められないと再三説明をしているが、公益通報に当たるか否かは真実相当性は関係がなく、保護要件にとどまる。</p> <p>イ ②元県民局長の公用メール及び公用パソコンに保存された資料に基づき、クーデターや転覆といった言葉が並んでいたことや、元県民局長作成の人事案や知事を貶める資料があったことなどをもって、文書配布は不正な目的の行為に当たり、公益通報ではないと判断したという証言がある。しかし、当該文書入手（3/20）、協議時点（3/21）ではまだ公用メール及び公用パソコンの調査は行われておらず、時系列としておかしい。仮に公用メール及び公用パソコンの調査も含めて3月22日に作成者の特定を開始したことの正当性を主張するのであれば、公益通報者保護法に基づく指針に定められた「通報者探索防止措置」は事実上意味がなくなり、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政機関がとつてよい行為とは考えられない。</p> <p>なお、人事当局は特別弁護士に相談の上、不正の目的があったと判断したことはないと言明しており、県として不正の目的があったと公に認めていない。また、結城参考人によると、「専ら」公益を図る目的の通報と認められる必要はなく、交渉を有利に進めようとする目的や事業者に対する反感などの目的が併存しているというだけでは、「不正の目的」であるとは言えず、不正目的の認定は慎重に行う必要があるとしている。</p> <p>以上のことからすると、今回の調査では、元県民局長が齋藤県政に不満を持っていた事情は窺えるものの、元県民局長は今回の文書作成については後輩職員のためを思い行つたと主張しており、不正な目的であったと断言できる事情はないと考える。</p> <p>よって、元県民局長の文書は公益通報者保護法上の外部公益通報に当たると考えるべきである。</p> <p>(2)体制整備義務違反</p> <p>公益通報者保護制度を所管する消費者庁は、公益通報者保護法に基づく指針第4の2(1)及び(2)は内部通報した場合に限定せず、処分等の権限を有する行政機関やその他外部への通報が公益通報となる場合も公益通報者を保護する体制の整備が求められるとしている。</p> <p>県は、文書の調査をせずに作成者の特定を行っている。県の初動は同法第11条違反と考えられる。</p> <p>2 行政として取るべき対応</p> <p>(1)初動対応</p> <p>ア 3月21日の協議時点で齋藤氏及び参加者は当該文書を誹謗中傷の文書であると認識しており、公益通報の議論はなかったという証言があることから、初動対応において公益通報に関する認識はなかったと考えられる。そのため、3月22日には作成者の特定のために元県民局長らの公用メールの調査等に着手し、3月25日に作成者を元県民局長と特定、3月27日には知事が記者発表で本人が認めていなかったにもかかわらず事実無根だと認めているような発言のほかにも「公務員失格」と通報者を侮辱するような発言を公表している。</p> <p>しかし、当該文書の内容は全くの事実無根とは言えないため、齋藤氏らは公益通報に該当しうるかもしれないという前提に立ち、作成者の特定を行う前に、まずは当該文書の内容の調査を行うべきであった。</p> <p>また、3月27日の会見で県民局長の職を解き、通報者を公表したことは、告発者潰しと捉えられかねない不適切な対応であった。同日に元県民局長から告発文にある内容を精査してから対応して欲しいと片山氏に要請があったが、この時点から内部公益通報としての手続きが必要であった。</p> <p>イ さらに言えば齋藤氏らは当事者である自分たちだけで当該文書が公益通報に該当するか否かを判断するべきではなかった。それが法令を遵守することは当然のことながら、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政機関がとる立場であると言える。</p> <p>ウ また、結城参考人によると、公益通報事案については、受付、調査、是正措置等の対応全てを通じ、不利益取扱い、範囲外共有、通報者探索が禁止され、これに違反すると体制整備義務違反状態となるため、調査結果が判明する前にこれらの扱いをすることは許されないし、調査結果が判明し、たとえ通報者の指摘する事実関係が認められなかったとしても、これらの扱いをすることは許されないとしている。加えて、書面調査を実施した高特任教授も同様の認識を示すとともに、告発の対象となった権力者が通報者探しを指示する場合、あるいはそれを承認する場合、その者の責任も厳しく問われるとの見解を示している。</p> <p>当該文書の当初の調査は、当事者である齋藤氏の指示の下、同じく当事者である片山氏が中心となって行っているが、調査は当事者が関与せずに行うべきであったと考えられる。通常であれば、このような案件の調査は人事課や各部総務課が調査を実施することになるが、今回のような知事及び県幹部が当事者である場合は県以外の第三者に調査を委ねるべきであった。そのことが調査の過程及び結果の客観性・公平性・信頼性を高めることになる。県当局は結果的に第三者委員会を設置することとしたが、本来は元県民局長の処分前に設置し、もし処分するのであればその調査結果に基づいて処分を行うべきだったと考えられる。</p> <p>加えて、山口参考人によると、真実相当性の要件は、通報者の通報時点における状況から判断することや通報者の供述内容は、調査主体への信頼感により影響を受けるため誰が調査するのかが重要としている。元県民局長は、県当局の調査に対し、文書の内容を誰から聞いたかについて、単なるうわさ話と話しているが、元県民局長の立場からすれば、文書に記載されている当事者が調査に関わっている限り、情報提供者を守るために真実を話せなかったと考えられる。</p> <p>エ 以上のように、県の一連の文書問題に対する初動対応は、公益通報者保護法違反に該当するか否かは別としても、県民の不信感を招く不当なものであったと考える。</p>	<p>法令を遵守するだけでなく、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政機関が、公益通報の認識もなく、また、後になって公益通報に該当しないから問題ないと主張して懲戒処分まで行ったことは大変遺憾であり、県当局は責任の重さを痛感すべきである。</p> <p>今後は、県行政・県組織の不正行為や違法行為に関する告発に対しては、常に公益通報の可能性を念頭に対応することが求められ、知事を含めた幹部が公益通報者保護法に対する理解を深める機会を定期的に設けることが不可欠である。体制整備に関しては、指針第4に掲げる内部公益通報対応体制の整備は当然のことながら、外部公益通報に対応できる体制づくりを進める必要がある。あわせて、告発の調査に当事者は関与しないこと、通報者探索及び範囲外共有等は行わないことの明確化が必要である。今後、受付段階、調査段階、是正措置等において、告発者の不利益処分が行われていないか、第三者による常設の検証機関の設置が必要。知事、副知事をはじめ組織の長は、就任にあたり、公益通報者保護法及び個人情報保護法に関する研修を受講するなどして、法の趣旨や責務を改めて認識することが重要である。今回の文書問題を機に、公益通報者保護に関する先進県としての立場を確立することが求められる。</p> <p>また、不正調査等で必要な場合もあるため、メール調査そのものを否定はしないが、その判断基準の整備及び調査実施記録の作成・保存を今後は行うべきである。そのことによって、今回のような疑念を持たれるメール調査を防ぐとともに、事後的な検証が可能となる。職員の私用スマートフォン等の調査についても、今後一切行わないよう県当局として宣言する必要がある。</p> <p>そもそも公益通報者の探索は許されず、また不当な調査に基づく処分がなされておき、本人の名誉を回復するために、当該文書にかかわる不利益処分を撤回し、告発者の地位回復をおこなうこと。</p> <p>さらに、綱紀委員会の運営は当事者が関わることのないよう、一定のルールを設けるべきである。</p> <p>井ノ本氏による元県民局長のプライバシー情報の漏洩については、現在、第三者（弁護士）による調査が進められているが、調査結果は速やかに公表するとともに、県として刑事告発も含め、適切かつ早急な対応を求める。</p> <p>最後に、知事は周囲の進言や意見に真摯に耳を傾ける姿勢を持つ必要があり、県職員が上層部へ必要な進言を行うことを躊躇しない組織風土を醸成するとともに、兵庫県のリーダーとして共感やいたわりの姿勢をもち、透明性のある兵庫県政の確立に務めるべきである。</p> <p>なお、下記の意見もある。</p> <p>公益通報者保護法に基づく指針第4の2「公益通報者を保護する体制の整備」に関する部分が必ずしも十分な検討を経ないまま性急に制定されたことが法令のゆがみを生んでおり、これが事業者の公益通報者保護法への対応を難しいものにしてきているため、消費者庁に対して、よりわかりやすい法体系に修正するよう求めていくこと。</p> <p>また、違法であったと断定することはできない事象であったが、通報者の探索については、より慎重に対応をとること。</p>

(2) 調査方法の問題点

当該文書の作成者の特定はすべきではなかったという判断である。その上で、作成者特定に当たっての今回の調査方法に、今後の県政の信頼回復のために考慮しておく必要がある幾つかの問題点があったと考える。

ア 公用メールの調査について、公用パソコンは県から貸与されたものであり、業務以外の使用は禁じられているものの、そのメール内容の調査はその必要性や方法について慎重に検討を行った上で行うべきである。地裁レベルだが判例でも社内メールの調査が無条件に認められているわけではない。当委員会の調査では、メール調査に当たってのルール及び実施の記録がないことが判明している。これではメール調査を恣意的に実施でき、適正な調査であったかの事後の検証もできないと言わざるを得ない。

イ 私用スマートフォンの内容確認について、今回の調査では任意ではあるが、作成に関与したと疑われた人物のスマホのLINEのやり取りを確認したことが証言と資料から確認されている。これは職員の人権への配慮を欠いた調査であり、しかも、その人物は結果的に当該文書作成に関わっていなかった。このような調査を人事当局が行う可能性があるということは、職員の萎縮、ひいては県政運営への信頼低下を招くものと言わざるを得ない。

(3) 知事の対応

3月27日の記者会見では、齋藤氏は調査の対象者を特定したり、処分を予告すること、さらには「嘘八百」「元県民局長は認めている」とまで踏み込んだ発言を行った。片山氏や人事当局は、「これから調査する」という認識で齋藤氏とも話をしたつもりであったため、その発言に驚いた。この時点においては当該文書の存在は知られておらず、実害も生じておらず、人事当局が予定していた通りの人事異動の発表にとどめておくべきであった。今回の文書問題が大きく取り上げられることになったのは、この記者会見によることが大きいことを踏まえると、齋藤氏が知事として今後の県政を安定的に運営していくためには、このような部下の進言や意見に真摯に耳を傾ける姿勢が必要であると考えられる。

なお、そのことは第三者による調査の進言、公益通報の結果を待ってから処分を行うことの進言に対する態度についても言える。

(4) 公益通報者保護法に対する齋藤氏や幹部の関わり方について

公益通報者保護法が目指すのは、徹底して不正行為を告発する人々を守り、社会の正義と透明性を維持することが目的であり、兵庫県としては立法趣旨を踏まえ、まずは公益通報に該当する可能性がないかを慎重に検討すべきであったが、初動対応時の齋藤氏や幹部に公益通報の認識がなかったと証言しており、公の立場として大きく思慮に欠ける点があったと言える。

また、齋藤氏は証人尋問や記者会見で何度も法的に問題ないことを主張しているが、行政機関は法律に違反しなければいいのではなく、法律の趣旨を尊重したうえで遵守する姿勢を示すことが重要である。

(5) 文書問題の対応について

齋藤氏は文書問題の対応について、全て適切に対応してきたと証言している。

しかし、この度の兵庫県の対応が全国から注目される中、知事や県の幹部の不正を告発すると、権力者が当事者にも関わらず自ら告発内容を否定し、更に通報者を探して公表し、懲戒等の不利益処分等で通報者が潰される事例として受け止められかねない状況にある。そのことが公益通報の抑制に繋がらないか危惧される。公益通報者保護法に違反しているかどうか見解が分かるとはいえ、「組織の長その他幹部からの独立性の確保」や「利益相反の排除」といった原則に則った対応が必要であったと考える。

元県民局長には、退職保留決裁が終わる前に、退職保留が通知されたことも問題がある。

(6) 情報漏洩

井ノ本氏が元県民局長のプライバシー情報を複数の議員に見せていることが聞き取り調査によって明らかになっている（井ノ本氏は証言を拒否）。当該文書の価値を貶めようとする発言を行っていた証言も得られており、露骨な「告発者潰し」と言われても仕方のない行為である。証言からは組織的な行動ではなく、井ノ本氏単独の行為と思われるが、この行為は公益通報者保護法に基づく指針第4の2(2)「範囲外共有の防止に関する措置」に反する問題にとどまらず、そもそも地方公務員法の守秘義務違反、さらには県における個人情報管理の問題であると言える。齋藤氏は知事として井ノ本氏に対する厳正な処分を行うべきである。告発者である元県民局長を貶めることによって、当該文書の信頼性を毀損しようとしたことは明白であり、地方公務員法違反を否定できる要素は皆無に等しい。この漏洩問題についての背景や関係者等を明らかにする必要がある。

(7) まとめ

以上のように、一連の県の文書問題に対する対応には大きな問題があったと言わざるを得ない。

また、井ノ本氏による元県民局長のプライバシー情報の漏洩問題は、公益通報者保護法に反する問題にとどまらず、県組織としてのガバナンス、マネジメントが適正に行われているのかという疑問を抱く。この問題への対応に関しては、元県民局長への処分と比較し、あまりにも大きく異なっている。

なお、下記の意見もある。

令和7年2月4日付配布の、中央大学法科大学院教授の野村修也弁護士の提出された意見書を全面的に採用する。

通報対象事実として認定される可能性があるものは⑥パレード寄附のキックバックであり、真実相当性があるとは言いが、最終的な評価は司法が行うべきである。

本件において齋藤氏は県の特別弁護士に相談し5月の懲戒処分には法的問題はないとの見解を得ている。一般に法的判断について専門家の意見を徴収した場合には、その内容が明らかに不合理でない限り、専門家の判断に従った行為者は免責を主張できるという信頼の原則がある。従って仮に⑥が保護されるべき3号通報であったにもかかわらず不利益処分を行ったと評価されることがあっても、齋藤氏個人は信頼の原則を主張することで違法行為の認定を免れることになる。

また、本件文書を客観的に見た場合、そのほとんどが公益通報に該当しない事柄であると同時に、人格を攻撃するような文言が並んでいたのだから、本件は、客観資料から「公益通報」該当性について強い疑念が生じているケースだったと評価できる。しかも、それを判定する手段が通報者の探索以外に残されていなかったのだからこうした観点からも、通報者の探索を行ったことは「やむを得なかった」と言わざるを得ない。

以上の考察から明らかのように、本件において齋藤氏らが通報者の探索を行ったことについては違法であったとまでは断定できない。

《凡例》
自民 黒
維新 茶
公明 赤
県民 緑
共産 水色
無所属 オレンジ
委員長 黄色網掛け

兵庫県職員公益通報制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）（以下「法」という。）の趣旨に即し、県職員等からの業務遂行に当たって知り得た法令違反、職務上の義務違反等についての通報を処理する制度の実施に関し、必要な事項を定めることにより、法令遵守の徹底を図り、もって県民の公益の保護に資するとともに、組織の活性化及び健全化を図り、より透明で公正な県民に信頼される県政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「公益通報」とは、県（教育委員会及び公安委員会を除く。以下同じ。）若しくは公社等（県行政と密接な関連のある公社等の総合調整等に関する要領（昭和59年12月1日制定）4に規定する公社等（別表1）をいう。以下同じ。）の事業又はそれらの職員（臨時・非常勤職員等（会計年度任用職員、臨時的任用職員、育休任期付職員等の職員をいう。以下同じ。）を含む。）の行為について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報することをいう。

2 この要綱において「通報者」とは、公益通報をした次の各号に掲げる者、(1)及び(2)における退職者（退職後1年以内）並びに(3)における労務を提供していた者（役務の提供終了後1年以内）をいう。

(1) 県の職員（臨時・非常勤職員等を含む。）

(2) 公社等の職員（臨時・非常勤職員等を含む。）

(3) 契約等に基づき県に労務を提供する者

(4) 上記の他、公社等の役員及び県に労務を提供する事業者の役員で当該事業に従事している者

3 この要綱において「通報対象事実」とは、次に掲げる事実をいう。

(1) 法令違反の事実

(2) 職務上の義務違反の事実

(3) 前2号に準ずるものとして、県政を推進するに当たり県民の信頼を損なうおそれのある事実

4 この要綱において「内部窓口」とは、第2条第2項各号の通報者からの通報相談窓口のうち、財務部県政改革課（以下「県政改革課」という。）に設ける窓口をいう。

5 この要綱において「外部窓口」とは、第2条第2項各号の通報者からの通報相談窓口のうち、公益通報外部窓口運営要領（令和6年11月27日制定、以下「外部窓口運営要領」という。）に定める窓口をいう。

(公益通報の方法)

第3条 通報者は、別表2に定める通報相談窓口のうち内部窓口に置く公益通報を受ける者（以下「相談員」という。）に、電話、電子メール、ファックス等により公益通報をすることができる。

2 通報者は、別表2に定める通報相談窓口のうち外部窓口に置く外部窓口運営要領に定める者（以下「受託者」という。）に、電子メールにより公益通報をすることができる。

(公益通報の窓口)

第4条 知事は、公益通報の事務を処理するため、内部窓口は本庁の職員相談員を公益通報相談員として置き、外部窓口は受託者に外部窓口運営要領に定める業務内容を委託する。なお、公益通報に従事する者は次に掲げる者とし、財務部長がこれを統括する。

(1) 公益通報相談員

(2) 県政改革課の担当職員

(3) 受託者

(4) 上記の他、通報等をした者を特定させる事項を伝達される者

2 相談員は、公益通報の処理に当たっては、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び

連絡先、公益通報の内容等の聴取に努め、聴取内容について通報事案受理簿（様式1）に整理するものとする。

- 3 受託者は、公益通報の処理に当たっては、通報者の秘密保持に配慮しつつ、公益通報の内容等の聴取に努め、通報内容について外部窓口運営要領様式1により受理又は不受理にかかる意見書を作成し、県政改革課に送付する。
- 4 相談員及び受託者は、通報者に対し、公益通報を行ったことを理由に不利益な取扱いを受けないこと、通報者の秘密は保持されること及び第8条の規定による通報者の保護について説明するものとする。

（調査の実施）

第5条 知事は、別表2に掲げる通報相談窓口のうち内部窓口で受付した公益通報の内容について、調査の必要性の有無を検討し、調査の有無及び調査着手時期等を様式2により、別表2に掲げる通報相談窓口のうち内部窓口を通じて通報者に通知するものとし、別表2に掲げる通報相談窓口のうち外部窓口で受付した公益通報について、県政改革課が第4条第3項の規定による意見書を踏まえ、調査の必要性の有無を検討し、外部窓口運営要領様式2により受理通知書（不受理通知書）を別表2に掲げる通報相談窓口のうち外部窓口を通じて通報者に通知するものとする。また、調査を実施する場合には、可能な限り、公益通報の処理に必要と見込まれる期間を、別表2に掲げる通報相談窓口を通じて、通報者に通知するよう努めるものとする。なお、調査を行うに足りる嫌疑が認められなかった場合、又は過去の事案で当時の事実関係を調べる方法がないことが判明した場合などには、調査を行わないことがある。

- 2 知事は、調査が必要であると判断したときは、関係する職員に調査を命じ、又は公益通報に係る事案（以下「通報事案」という。）の処理に関し権限を有する機関（以下「関係機関」という。）に調査を依頼するものとする。
- 3 知事は、公社等で受理した通報のうち、公社等が自ら処理すべき事案については、公社等に事案処理させるため、技術的助言を行うものとする。
- 4 公社等は、自ら事案を処理する場合は、通報対応の各段階において、事案処理の方針及び結果について、知事に報告しなければならない。
- 5 知事は、調査の実施にあたり、特に必要と認めるときは、当該調査の全部又は一部を、当該内部通報と利益相反関係のない弁護士等（以下「第三者機関」という。）に委任することができる。この場合、第三者機関の業務内容、報酬その他必要な事項は、事案に応じて別に定めるものとする。
- 6 知事又は関係機関は、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を実施するものとし、実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮するものとする。
- 7 関係機関は、調査の結果を知事に報告するものとする。なお、知事は、別表2に掲げる通報相談窓口のうち内部窓口で受付した公益通報について、調査の結果、通報対象事実等が生じ、若しくはまさに生じようとしているとは認められない場合又は既に対応済みである場合は、様式3によりその旨を、別表2に掲げる通報相談窓口のうち内部窓口を通じて通報者に通知するものとする。別表2に掲げる通報相談窓口のうち外部窓口で受付した公益通報について、調査の結果、通報対象事実等が生じ、若しくはまさに生じようとしているとは認められない場合又は既に対応済みである場合は、外部窓口運営要領様式3によりその旨を、別表2に掲げる通報相談窓口のうち外部窓口を通じて通報者に通知するものとする。

（対応案の意見聴取等）

第6条 知事は、調査の結果、通報事案に関する是正措置等の対応が必要な場合は、関係する職員に対応案の策定を命じ、又は関係機関に対応案の策定を要請するものとする。

- 2 関係機関は対応案を策定したときは、これを知事に報告するものとする。
- 3 知事は、受理した公益通報を公益通報委員会開催要綱（平成18年9月11日制定）に基づく公益通報委員会（以下「委員会」という。）へ報告するとともに対応案について委員会に意見聴取す

るものとする。

(対応の実施等)

- 第7条 知事は、通報事案に関して前条第3項の意見聴取を踏まえ、是正措置等の適切な対応を行うとともに、関係機関に対し、是正措置等の適切な対応を要請するものとする。
- 2 前項の要請を受けて、関係機関は、是正措置等の適切な対応を行うとともに、その結果について、知事に報告するものとする。
 - 3 知事は、第1項の対応を行ったとき又は前項の報告を受けたときは、その旨を委員会に報告するとともに、様式3又は外部窓口運営要領様式3によりそれらの内容を、別表2に掲げる通報相談窓口を通じて通報者に通知するものとする。
 - 4 知事は是正措置等が適切に機能しているか確認し、適切に機能していないことが判明した場合、追加の是正措置等を講ずるものとする。
 - 5 知事は、通報対応に関して通報者から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

(通報者の保護)

- 第8条 知事及び関係機関は、法の趣旨に従い、通報者が公益通報を行ったこと又は第5条第2項に規定する調査に協力した者（以下「調査協力者」という。）が調査に協力したことにより不利益な取扱いを行ってはならない。
- 2 通報者は、公益通報を行ったことにより不利益な取扱いを受けたときは、相談員及び受託者にその旨申し出ることができる。
 - 3 知事及び関係機関は、前項の申出があったときは、公益通報があった場合と同様に、第3条から前条までの規定の例により、当該申出に対して適切な措置を講ずるものとする。
 - 4 知事は、通報者について、不利益な取扱いの内容等に応じ、人事委員会に対する不利益処分についての審査請求（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2）、勤務条件に関する措置の要求（同法第46条）、苦情相談制度（職員の苦情の処理に関する規則（平成17年兵庫県人事委員会規則第14号）第2条）等を利用することができる旨を周知するものとする。

(秘密保持の徹底及び利益相反関係の排除)

- 第9条 公益通報の処理に従事する者、及び従事者であった者は、通報者を特定できる事項を必要最小限の範囲を超えて共有してはならない。また、通報者の探索はしてはならない。
- 2 公益通報の処理に従事する者、及び従事者であった者は、通報者を特定できる事項等公益通報に関する秘密を漏らしてはならず、不当な目的に利用してはならない。また、自らが関係する通報事案に係る公益通報の処理に関与してはならない。
 - 3 知事は、通報対応の各段階において、公益通報の処理に従事する者、及び従事者であった者が前項の規定に反していないことを確認するものとする。なお、通報者を特定できる事項を漏洩するなど、前項の規定に反する行為を行った者は、法第21条の規定により罰せられる。

(公益通報の件数等の公表)

- 第10条 知事は、毎年、公益通報の件数及び類型等について公表するものとする。
- 2 個々の公益通報の内容等については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び情報公開条例（平成12年条例第6号）の規定により非公開とする。
 - 3 是正措置等の対応を行ったもののうち、県民に信頼される県政を推進するうえで大きな影響があるもの等、重要なものについては、通報者の秘密その他の個人情報の保護に十分留意しつつ、適時通報事案の内容を公表することがある。

(資料の管理)

- 第11条 知事及び関係機関は、通報事案の処理に関する記録及び関係資料について、公文書管理

規則（令和2年規則第27号）及び公文書管理規程（昭和43年兵庫県訓令甲第6号）に基づき適切に管理するものとする。

（事務の処理）

第12条 この要綱に基づく知事の権限に属する事務は、県政改革課において処理する。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、公益通報の制度の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月16日から施行する。

県行政と密接な関連のある公社等

- (公財) 兵庫県芸術文化協会
- (公財) ひょうご震災記念21世紀研究機構
- (公財) ひょうご科学技術協会
- (公財) 計算科学振興財団
- (公財) 兵庫丹波の森協会
- (公財) 兵庫県生きがい創造協会
- (公財) 兵庫県青少年本部
- (公財) 兵庫県住宅再建共済基金
- (社福) 兵庫県社会福祉協議会
- (社福) 兵庫県社会福祉事業団
- (公財) 兵庫県人権啓発協会
- (公財) 兵庫県健康財団
- (公財) 兵庫県勤労福祉協会
- (公財) ひょうご産業活性化センター
- (公財) 兵庫県国際交流協会
- (公社) ひょうご観光本部
- (公社) ひょうご農林機構
- (公財) 兵庫県営林緑化労働基金
- (公財) ひょうご豊かな海づくり協会
- (公財) ひょうご環境創造協会
- (公財) 兵庫県まちづくり技術センター
- 但馬空港ターミナル (株)
- 兵庫県土地開発公社
- 兵庫県道路公社
- ひょうご埠頭 (株)
- 新西宮ヨットハーバー (株)
- (公財) 兵庫県園芸・公園協会
- 兵庫県住宅供給公社
- (公財) 兵庫県住宅建築総合センター
- (株) 夢舞台
- (株) ひょうご粒子線メディカルサポート
- (公財) 兵庫県スポーツ協会

計 32 団体

(別表2)

通報者 (第2条第2項)	通報相談窓口	公益通報を受ける者
(1) 県の職員 (臨時・非常勤職員等 及び退職者(退職後1 年以内)を含む)	内部窓口 外部窓口 (第4条第1項)	相談員 受託者 (第4条第1項)
(2) 公社等の職員 (臨時・非常勤職員等 及び退職者(退職後1 年以内)を含む)	内部窓口 外部窓口 (第4条第1項)	相談員 受託者 (第4条第1項)
	公社等において、別に定め る通報窓口	公社等において、別に定め る相談員
(3) 契約等に基づき県に 労務を提供する者(役 務の提供終了後1年以 内を含む)	内部窓口 外部窓口 (第4条第1項)	相談員 受託者 (第4条第1項)
	兵庫県公益通報制度(外部 の働いている人等からの通 報処理)実施要領3(1)に定 める公益通報総合案内窓口	左記要領3(1)アの「さわや か県民相談室」に置く相談員
(4) 上記の他、公社等の 役員及び県に労務を提 供する事業者の役員で 当該事業に従事してい る者	内部窓口 外部窓口 (第4条第1項)	相談員 受託者 (第4条第1項)
	公社等において、別に定め る通報窓口、又は兵庫県公 益通報制度(外部の働いて いる人等からの通報処理) 実施要領3(1)に定める公益 通報総合案内窓口	公社等において、別に定める 相談員、又は左記要領3(1) アの「さわやか県民相談室」 に置く相談員

【令和4年6月7日制定】

宝塚市外部公益通報への対応に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第13条第1項及び第2項並びに「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）」（令和4年6月1日消費者庁制定。以下「地方公共団体向けガイドライン」という。）の趣旨に基づき、本市において外部労働者等からの法に基づく通報対象事実又はこれ以外の法令等（法令及び条例、規則その他規程（これらに基づく要綱、基準等を含む。）をいう。以下同じ。）に違反する行為に関する事実についての通報等を適切に取り扱うため、これらへの対応に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外部労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 通報内容となる事実に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者並びに当該事業者と契約関係にある事業者（以下「取引先事業者」という。）の労働者及び派遣労働者（通報等の日前1年以内にこれらの者であった者を含む。）

イ 通報内容となる事実に関係する事業者及び取引先事業者の役員

ウ ア又はイに掲げる者のほか、通報内容となる事実に関係する事業者の法令等の遵守を確保する上で必要があると認められる者

(2) 通報 第5条に規定する事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料して、その旨を本市に知らせることをいう。

(3) 通報等 通報及び通報に関する相談（制度及び手続に関する問い合わせを含む。）をいう。

(4) 外部公益通報 外部労働者等からの通報等をいう。

(5) 所管課 通報内容となる事実について、法令又は条例に基づく処分又は勧告等の事務を所掌する課をいう。

(組織体制)

第3条 本市に対してなされる外部公益通報への対応に関する事務を総括するため、総括通報責任者を置くこととし、総務部総務課長をもって充てる。

2 総括通報責任者は、外部公益通報への対応に関する教育研修等の実施、通報に関する調査の進捗管理その他通報等への適切な対応の確保に関する事務を総括する。

3 総括通報責任者は、前項に定めるもののほか、通報等への対応に関し、所管課又は市民相談課に対し総合的な支援を行う。

4 総括通報責任者は、前項に規定する事務を通報責任者に行わせることができるものとし、通報責任者は所管課の課長をもって充てる。

(通報責任者及び通報担当者の業務等)

第4条 通報責任者は、所管課において、通報に関する調査の進捗管理、所管課の職員が教育研修等に参加する機会の確保その他通報等への適切な対応の確保に関する事務を所掌する。

2 通報責任者は、通報案件に応じ、所管課の職員の中から、通報担当者を指定する。

3 通報担当者は、通報責任者を補佐し、所管課における通報等の管理、通報者(通報等を行った者をいう。以下同じ。)との連絡その他通報等への対応に関する事務を担当する。

(受付の範囲)

第5条 本市は、次に掲げる事実(当該事実について、本市が法令又は条例に基づく処分又は勧告等を行う権限を有する場合に限る。)について通報内容とする外部公益通報を受け付ける。

(1) 通報対象事実(法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。以下同じ。)

(2) 前号に定めるもののほか、法令等に違反する事業者の行為に関する事実で、人の生命、身体若しくは財産又は環境に重大な悪影響を与えるもの

(通報等の受付)

第6条 外部労働者等は、所管課に対して通報等を行うことができる。ただし、外部労働者等において所管課を確知できない場合は、市民相談課に対して通報等を行うことができる。

2 前項の通報等は、書面、電子メール又はファクシミリにより行うものとする。

3 第1項ただし書の規定により市民相談課が通報等を受けた場合は、市民相談課は通報内容となる事実を聴取し、所管課に引き継ぎ、所管課においてこれを受け付け

なければならない。

- 4 第1項の規定による通報等を受け付け、又は前項の規定による引継ぎを受けた所管課は、外部公益通報受付票（様式第1号）を作成し、その写しを総括通報責任者に提出しなければならない。
- 5 第1項の規定による通報等を受け付け、又は第3項の規定による引継ぎを受けた所管課は、法及び地方公共団体向けガイドラインの趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報等に対応し、正当な理由なく通報等の受付を拒んではならない。
- 6 所管課又は市民相談課は、通報等が匿名により行われた場合においても、法及びこの要綱の規定の趣旨に反しない範囲で可能な限り、実名による通報等と同様の取扱いを行うよう努めるものとする。

（受付手続）

第7条 所管課は、通報等を受け付けたときは、通報等に関する秘密保持（個人情報以外の通報者を特定させる事項の保秘を含む。以下同じ。）及び個人情報の保護に留意しつつ、通報等への対応に必要な範囲で、通報内容となる事実を通報者に確認する。

- 2 所管課は、通報等を受け付けたときは、次に掲げる事項を通報者に説明する。ただし、通報者が望まない場合、匿名による通報等であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない事由がある場合にあつては、この限りでない（以下次項、次条第2項、第10条第3項、第11条第2項、第15条第2項の規定による通知並びに第9条第1項の規定による教示においても、同様とする。）。

- (1) 通報等への対応に関与する職員には秘密保持義務があること。
- (2) 通報者を特定させる事項その他通報等に係る情報の共有は制限されること。
- (3) 通報者の個人情報は保護されること。
- (4) 通報受付後の手続の流れに関すること。

- 3 所管課は、書面、電子メールその他の通報者が通報等の到着を確認できない方法によって通報等がなされた場合には、通報等の到着を確認次第、通報等を確認した旨を通報者に対して遅滞なく通知するよう努めるものとする。

（受付後の手続）

第8条 所管課は、次の各号のいずれかに該当する場合には、正当な理由がある場合を除き、通報に関して調査を実施する。

- (1) 外部の労働者等が、第5条各号に掲げる事実が生じ、又はまさに生じようと

している旨を、次に掲げる要件（以下「保護要件」という。）のいずれかを満たして通報する場合

ア 通報内容となる事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること（以下「真実相当性の要件」という。）。

イ 通報内容となる事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した保護要件該当申出書（様式第2号）を提出すること。

（ア） 通報者の氏名又は名称及び住所又は居所

（イ） 通報内容となる事実の内容

（ウ） 通報内容となる事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

（エ） 通報内容となる事実について法令又は条例に基づく処分又は勧告等その他適切な措置がとられるべきと思料する理由

（2） 通報が真実相当性の要件を満たしているかどうか直ちに明らかでない場合、匿名による通報である場合その他の保護要件を満たさないことにやむを得ない事情がある場合において、所管課が調査を実施すべき特別の事情があると認めるとき。

2 所管課は、調査を実施する場合はその旨（通報責任者及び通報担当者の氏名並びに次項の規定により期間を設定した場合には当該期間を含む。）を、調査を実施しない場合（通報者からの情報提供として受け付ける場合を含む。）はその旨及びその理由を、外部公益通報についての調査に係る通知書（様式第3号）により通報者に対し通知しなければならない。

3 所管課は、受け付けた通報に係る調査終了までに必要と見込まれる期間を設定するよう努めるものとする。

（教示）

第9条 所管課又は市民相談課は、通報等を受けた事実について、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになった場合は、当該他の行政機関を通報者に対して遅滞なく教示しなければならない。

2 所管課又は市民相談課は、前項に規定する場合において当該他の行政機関に通報内容となる事実について聴取した記録を情報提供する必要があると認めるときは、

通報者の明示の同意を得た上で、これを行うことができる。

(調査の実施)

第10条 所管課は、第8条第2項の規定により調査の実施を決定したときは、通報に関する秘密を保持するとともに、通報者が調査対象となる事業者及びその関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査を実施しなければならない。

2 通報責任者は、調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理する。

3 所管課は、適切な調査実施の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査の進捗状況を通報者に対し適宜通知しなければならない。

4 所管課は、通報内容となる事実について、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が本市以外にもある場合においては、当該行政機関と相互に連携して調査を行わなければならない。この場合において、聴取した記録の情報提供については、前条第2項を準用する。

(調査結果に基づく措置等)

第11条 所管課は、前条第1項の調査の結果、第5条各号に掲げる事実があると認められた場合は、法令又は条例に基づく処分又は勧告等その他適切な措置をとらなければならない。

2 所管課は、前項の規定による措置をとるとき又は前条第1項の調査の結果により措置を行わないことを決定したときは、通報者に対し調査の結果又は措置の内容を、外部公益通報についての調査結果に係る通知書(様式第4号)により通知しなければならない。

3 所管課は、第1項の規定による措置が終了したとき又は前条第1項の調査の結果により措置を行わないことを決定したときは、通報に係る対応の結果を調査結果等記録票(様式第5号)により速やかに総括通報責任者に報告しなければならない。

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第12条 通報等への対応に関与した職員(総括通報責任者、通報責任者、通報担当者)その他通報等への対応に付随する事務を通じて通報等に関する秘密を知り得た者を

いう。以下同じ。)は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 通報等への対応に関与した職員は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 通報等への対応に関与した職員は、通報等に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。

(2) 通報者を特定させる事項については、調査対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと(調査を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。)

(3) 通報者を特定させる事項を情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者の明示の同意を得ること。

(4) 前号に規定する同意を得る際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者に対して明確に説明すること。

(利益相反関係の排除)

第13条 総括通報責任者、通報責任者又は通報担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、通報等への対応に関与してはならない。

(1) 法令等の違反行為の発覚その他調査結果に基づく措置等により実質的に不利益を受ける場合

(2) 通報者又は通報対象となる事業者の関係者と親族関係にある場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、通報に係る事案に関する公正な調査若しくは当該調査の結果に基づく措置等の検討又は実施を阻害し得る立場にある場合

2 総括通報責任者、通報責任者又は通報担当者は、自らが前項各号のいずれかに該当する通報を受け付けた場合は、他の職員(総括通報責任者が該当する場合には、総務部総務課係長)に事務を引き継がなければならない。

3 通報責任者又は通報担当者は、通報等に係る対応を行う過程において、第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、通報責任者(通報責任者が該当する場合には、総括通報責任者。次項において同じ。)にその旨報告しなければならない。

4 前項の報告を受けた通報責任者は、前項の報告をした者を当該通報に関与させて

はならない。この場合において、通報責任者は、当該報告をした者の代わりとなる職員を指定するものとする。

(通報者の保護)

第14条 所管課は、通報等への対応が終了するまでの間、必要に応じて、通報者が不利益な取扱いを受けていないか確認する。

2 所管課は、通報等への対応の終了後においても、通報者からの相談等に適切に対応するとともに、通報者が、通報等をしたことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁、兵庫労働局その他関係機関の相談窓口を紹介し、当該関係機関と連携して通報者の保護に係る支援を行うよう努めるものとする。

(意見又は苦情への対応)

第15条 所管課は、本市における通報等への対応に関して通報者等から意見又は苦情の申出を受けたときは、速やかに当該内容を総括通報責任者に報告するとともに、当該申出に適切に対応するよう努めなければならない。

2 前項の申出の内容が、通報等に関する秘密及び個人情報の漏洩、通報に関する調査及び措置の遅滞並びに不適切な調査の実施その他本市の不適切な対応に関するものである場合には、総括通報責任者は、速やかに当該通報等を取り扱う所管課における対応状況を確認し、適切な措置をとった上で、その結果を通報者に通知しなければならない。

(通報への適切な対応の推進に関する事務)

第16条 総括通報責任者は、本市における外部公益通報への適切な対応を推進するため、法及び地方公共団体向けガイドライン並びにこの要綱に定める内容その他の外部公益通報の制度について、職員に対する定期的な研修の実施その他の適切な方法による周知に努めなければならない。

(事業者及び外部労働者等への周知)

第17条 総括通報責任者は、市内の事業者及び外部労働者等に対して、法及び地方公共団体向けガイドライン並びにこの要綱に定める内容その他の外部公益通報の制度について、周知するよう努めなければならない。

(本市における通報体制の運用状況等の評価及び改善)

第18条 総括通報責任者は、本市における外部公益通報の運用状況について、各年

度ごとに公表するものとする。

- 2 総括通報責任者は、前項の規定により公表する運用状況に基づき、定期的に制度運用体制の評価及び点検を行うとともに、他の行政機関による先進的な取組事例等を参考として制度の運用体制を継続的に改善するよう努めるものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、外部公益通報への対応に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

竹内委員に関する増山委員の発言について

【齋藤知事への証人尋問（R6. 12. 25）】※議事録（未定稿）より抜粋

○増山 誠委員

もう一つ、パワハラや贈答品疑惑について誘導尋問が行われたことの調査検証を求めるといふことで要望が来ております。これは委員会の公正性を疑われる重大な問題であるといふふうに考えておまして、うそですとかデマをあたかも事実であるかのような前提に立った質問が行われたということも事実であります。

竹内元県議は、姫路ゆかたまつりではパワハラの実態があったとして質問しましたが、地元の方が声を上げてデマであったことが判明しております。

竹内元県議に関してもう一つ虚偽の事実を持って質問が行われたという事例がございまして、9月6日の百条委員会において、県商工会連合会の専務理事から昼休みに電話があったという竹内氏の発言があり、専務理事が片山副知事にゴルフセットを進呈したと言っているが事実かという内容の質問がされました。

ところが、12月24日に委員会で関係者に聞き取り調査をしたところ、専務理事は竹内氏と電話しておらず、勝手に名前を出されたといふふうな確認がされました。委員会後に、各所から専務理事に問合せの電話が殺到し、迷惑なので、次の百条委員会で訂正をしてほしいと伝えたところ、竹内氏は一旦了承したものの、その後専務理事に電話をかけ、百条委員会に証人として呼び出すぞと脅しをかけたそうです。専務理事は関係のない贈答品の件で百条委員会に出頭することはおかしいといふふうに伝えましたが、竹内氏から訂正はしない代わりに百条への出頭要請はしないという約束を強要されたと確認が得られました。

誘導尋問、高圧的な尋問、デマに基づく尋問、関係者への脅し・強要、まさに百条委員会の信用を失墜させる行動のオンパレードでありますけれども、これ自体、委員会の公正性を大きく毀損する行為であり、非常に問題であるとは思いますが、ここの奥谷委員長はこういった誘導尋問を制止、注意すべき中立な立場であるべきにもかかわらず、片山元副知事に対しても、付箋を投げられたとき、パワハラがあったと思いましたがよねなどとの誘導尋問を繰り返しました。

こういった姿勢であったこともしっかりと反省すべきであると考えますが、この件について委員会の姿勢等に何かご意見ありますでしょうか。

【片山元副知事への証人尋問（R6. 9. 6）】※議事録より抜粋

○竹内英明委員

ちょっと話戻しますけれども、先ほどの休憩で、あなたが答弁した内容についておかしという電話が私のもとに入りました。県商工会連合会の専務理事があなたにゴルフクラブを渡したと、それを長期貸与といふかもしれないと、非常に具体的な電話があったんですけど、これは事実ですか。